

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-20
提出年月日	令和2年4月7日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定変更への記載方針について

令和2年4月

東京電力ホールディングス株式会社

枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するにあたっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容(抜粋)

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。(記載箇所：2-2 頁)

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。(記載箇所：2-3 頁)

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載(行為内容の骨子)とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
関連する実用炉規則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。 ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。
保安規定審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、新規制基準に係る保安規定審査基準の変更箇所を明確にする。
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載にあたっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により、関連する実用炉規則及び保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（二次文書）を記載する。 ○ 「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○ 「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○ 「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

3 - (1) 保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質保証計画	有
実用炉規則第92条第1項第2号 【安全文化醸成のための体制】	○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	—
	○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の3	安全文化の醸成	—
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3）））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3）））を参考として記載していること。	第3条	品質保証計画	有
実用炉規則第92条第1項第4号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」（平成20・08・28原院第8号（平成20年8月29日原子力安全・保安院制定（NISA-167a-08-1）））を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第10条	原子炉施設の定期的な評価	—
実用炉規則第92条第1項第4号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、 <u>発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置</u> （以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	第10条	原子炉施設の定期的な評価	—
	○ <u>本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第4条	保安に関する組織	—
実用炉規則第92条第1項第4号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ <u>事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第5条	保安に関する職務	有
	○ <u>本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第4条	保安に関する組織	有
実用炉規則第92条第1項第4号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ <u>事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u>	第5条	保安に関する職務	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 5 号、6 号、7 号【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	○ <u>発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</u>	第 8 条	原子炉主任技術者の選任	有
	○ <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 6 第 2 項において準用する第 4 2 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。</u>）について適切に定められていること。また、<u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u></u>	第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	有
		第 3 条	品質保証計画	有
		第 6 条	原子力発電保安委員会	有
		第 7 条	原子力発電保安運営委員会	有
		第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	有
○ 特に、 <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないように、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。</u>	第 8 条	原子炉主任技術者の選任	有	
○ <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第 4 3 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、<u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。</u></u>	—	電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務範囲等については別途申請中	—	
○ <u>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</u>	—	主任技術者間の情報交換については別途申請中	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号【保安教育】	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第 1 1 8 条	所員への保安教育	有
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 1 1 9 条	協力企業従業員への保安教育	有
		第 1 1 8 条	所員への保安教育	有
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 1 1 9 条	協力企業従業員への保安教育	有
		第 1 1 9 条	協力企業従業員への保安教育	有
	○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第 1 1 9 条	協力企業従業員への保安教育	有
○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 1 1 8 条	所員への保安教育	有	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号【発電用原子炉施設の運転】	○ <u>発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</u>	第 1 2 条	運転員等の確保	有
	○ <u>発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</u>	第 1 4 条	マニュアルの作成	有
	○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 1 5 条	引継	—
	○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	第 1 6 条	原子炉起動前の確認事項	有
		第 1 7 条	火災発生時の体制の整備	有
		第 1 7 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	有
		第 1 7 条の 3	火山影響等発生時の体制の整備	有
		第 1 7 条の 4	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
		第 1 7 条の 5	有毒ガス発生時の体制の整備	有
	○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 1 7 条の 6	資機材等の整備	有
第 1 8 条	水質管理	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
<p>○ <u>発電用原子炉施設の重要な機能</u>に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーベランス」という。)、LCOを満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。)及び要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	第19条	停止余裕	—	
	第20条	反応度監視	—	
	第21条	制御棒の動作確認	—	
	第22条	制御棒のスクラム機能	有	
	第23条	制御棒の操作	—	
	第24条	ほう酸水注入系	有	
	第25条	原子炉熱的制限値	—	
	第26条	原子炉熱出力及び炉心流量	—	
	第27条	計測及び制御設備	有	
	第28条	原子炉再循環ポンプ	—	
	第29条	ジェットポンプ	—	
	第30条	主蒸気逃がし安全弁	有	
	第31条	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	—	
	第32条	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力監視	有	
	第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度	—	
	第34条	原子炉停止時冷却系その1	有	
	第35条	原子炉停止時冷却系その2	有	
	第36条	原子炉停止時冷却系その3	有	
	第37条	原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率	—	
	第38条	原子炉圧力	—	
	第39条	非常用炉心冷却系その1	有	
	第40条	非常用炉心冷却系その2	有	
	第41条	原子炉隔離時冷却系	—	
	第42条	主蒸気隔離弁	—	
	第43条	格納容器及び格納容器隔離弁	有	
	第44条	サブプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁	有	
	第45条	サブプレッションプールの平均水温	有	
	第46条	サブプレッションプールの水位	有	
	第47条	可燃性ガス濃度制御系	有	
	第48条	格納容器内の酸素濃度	有	
	第49条	原子炉建屋	有	
	第50条	原子炉建屋給排気隔離弁	—	
	第51条	非常用ガス処理系	有	
	第52条	残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系	有	
	第53条	非常用ディーゼル発電設備冷却系	有	
	第54条	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系	—	
	第55条	使用済燃料プールの水位及び水温	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
		第56条	燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位	—
		第57条	中央制御室非常用換気空調系	有
		第58条	外部電源その1	—
		第58条の2	外部電源その2	—
		第58条の3	外部電源その3	有
		第59条	非常用ディーゼル発電機その1	有
		第60条	非常用ディーゼル発電機その2	有
		第61条	非常用ディーゼル発電機燃料油等	有
		第62条	直流電源その1	有
		第63条	直流電源その2	有
		第64条	所内電源系統その1	有
		第65条	所内電源系統その2	有
		第66条	重大事故等対処設備	有
		第67条	原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き	—
		第68条	単一制御棒駆動機構の取り外し	—
		第69条	複数の制御棒引き抜きを伴う検査	—
		第70条	原子炉の昇温を伴う検査	—
		第71条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	—
		—	特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定	—
	○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。	第72条	運転上の制限の確認	有
	○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第73条	運転上の制限を満足しない場合	有
	○ LCOに係る記録の作成について定められていること。	第75条	運転上の制限に関する記録	有
	○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第17条の9	電源機能等喪失時の体制の整備	有
		第76条	異常発生時の基本的な対応	有
		第77条	異常時の措置	有
		第78条	異常収束後の措置	有
		添付1	原子炉がスクラムした場合の運転操作基準	有
		第11条	構成及び定義	有
		第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理	有
	○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること	第74条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。 なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第74条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【発電用原子炉の運転期間】	○ <u>発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。</u>	第 11 条の 2	原子炉の運転期間	有
	○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 8 2 条	燃料取替実施計画	有
	○ 実用炉規則第 9 2 条第 2 項第 1 号に基づき、 <u>実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 0 号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。</u>	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	○ <u>発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 4 8 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第 8 2 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1 3 0 6 1 9 8 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。特に、同結果において、<u>発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</u></u>	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	○ <u>発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 4 8 条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。</u>	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 運転期間が 1 3 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 4 3 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても <u>発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 4 3 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</u>	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	○ <u>発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</u>	第 6 条	原子力発電保安委員会	有
		第 7 条	原子力発電保安運営委員会	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 12 号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 9 2 条	管理区域の設定及び解除	有
		添付 4	管理区域図（第 9 2 条及び 9 3 条関連）	有
	○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空气中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 9 3 条	管理区域内における区域区分	有
	○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空气中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 9 4 条	管理区域内における特別措置	—
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 9 5 条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 9 5 条	管理区域への出入管理	—
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 9 6 条	管理区域出入者の遵守事項	—
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第 1 0 3 条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
第 1 0 4 条		発電所外への運搬	—	

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第97条 添付5	保全区域 保全区域図 (第97条関連)	有 有
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第98条	周辺監視区域	—
	○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第105条	協力企業の放射線防護	—
実用炉規則第92条第1項第13号 【排気監視設備及び排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第106条	頻度の定義	—
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第88条	放射性液体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第89条	放射性気体廃棄物の管理	—
	○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第99条	線量の評価	—
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第100条	床、壁等の除染	—
	○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第101条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第103条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	第103条	管理区域外等への搬出及び運搬	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。 なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	第104条	発電所外への運搬	—
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u>	第87条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
			第91条	頻度の定義
第92条			管理区域の設定及び解除	有
第93条			管理区域内における区域区分	有
第96条			管理区域出入者の遵守事項	—
第100条			床、壁等の除染	—
第103条			管理区域外等への搬出及び運搬	—
実用炉規則第92条第1項第15号 【放射線測定器の管理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	添付3	重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	有
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第90条	放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第92条第1項第16号 【発電用原子炉施設の巡視及び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、 <u>発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）</u> について、適切な内容が定められていること。	第102条	放射線計測器類の管理	—
		第13条	巡視点検	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	○ <u>事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置</u> として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第 7 9 条	新燃料の運搬	有	
	○ 燃料検査の際に <u>保安のために講ずべき措置</u> として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第 8 0 条	新燃料の貯蔵	有	
		第 8 5 条	使用済燃料の貯蔵	有	
○ 燃料取替に際して <u>保安のために講ずべき措置</u> として、燃料装荷実施計画(取替炉心の安全性評価を含む。)を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、 <u>発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書</u> において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 8 6 条	使用済燃料の運搬	有		
	第 8 1 条	燃料の検査	有		
	第 8 2 条	燃料取替実施計画	有		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号【放射性廃棄物の廃棄】	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 8 3 条	燃料移動手順	—	
		第 8 4 条	燃料移動	有	
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 8 7 条	放射性固体廃棄物の管理	—	
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 8 8 条	放射性液体廃棄物の管理	—	
○ 原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 1 項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成 1 7・1 1・3 0 原院第 6 号(平成 1 8 年 1 月 3 0 日原子力安全・保安院制定)及び平成 2 3・0 6・2 0 原院第 4 号(平成 2 3 年 7 月 1 日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第 6 1 条の 2 第 2 項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	第 8 9 条	放射性気体廃棄物の管理	—		
○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 2 0・0 4・2 1 原院第 1 号(平成 2 0 年 5 月 2 7 日原子力安全・保安院制定(N I S A-1 1 1 a-0 8-1)))を参考として記載していること。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—		
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成 2 0・0 4・2 1 原院第 1 号(平成 2 0 年 5 月 2 7 日原子力安全・保安院制定(N I S A-1 1 1 a-0 8-1)))を参考として記載していること。	第 8 7 条の 2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号【非常の場合に講ずべき処置】	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 9 1 条	頻度の定義	—	
		第 1 0 8 条	原子力防災組織	—	
		第 1 0 9 条	原子力防災組織の要員	—	
	○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	第 1 1 0 条	原子力防災資機材等	—	
		第 1 1 0 条	原子力防災資機材等	—	
	○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 1 1 1 条	通報経路	有	
		第 1 1 3 条	通報	有	
	○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることと定められていること。	第 1 0 8 条	原子力防災組織	—	
		○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 1 1 4 条	原子力防災態勢の発令	有
			第 1 1 5 条	応急措置	有
○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 1 1 6 条	緊急時における活動	—		
	第 1 0 9 条の 2	緊急作業従事者の選定	有		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第116条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
	○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第117条	原子力防災態勢の解除	有
	○ <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u>	第112条	緊急時演習	—
実用炉規則第92条第1項第20号【火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ <u>火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。</u>	第17条	火災発生時の体制の整備	有
	1. <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u> 2. <u>火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。</u> 3. <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u> 4. <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u> 5. <u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</u> 6. <u>持込物（可燃物）の管理に関すること。</u> 7. <u>その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u> 8. <u>火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u>	添付2	火災、内部溢水、火山影響、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	有
実用炉規則第92条第1項第21号【内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ <u>発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u>	第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備	有
	1. <u>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u> 2. <u>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u> 3. <u>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u> 4. <u>内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</u> 5. <u>その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u> 6. <u>内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u>	添付2	火災、内部溢水、火山影響、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準	有
実用炉規則第92条第1項第21号の2【火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ <u>火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u>	第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	有
	1. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u> 2. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u> 3. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u> 4. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</u> 5. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</u> 一 <u>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u> 二 <u>一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</u>			

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	<p><u>三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p>			
実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号【重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>○ <u>重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u> <u>なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと。</u></p> <p><u>1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</u></p> <p><u>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></p> <p><u>4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p><u>一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</u></p> <p><u>1. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第 4 3 条の 3 の 8 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p><u>2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環</u></p>	第 1 2 条 第 1 7 条の 7 添付 3	運転員等の確保 重大事故等発生時の体制の整備 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	有 有 有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無		
	<p><u>ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2.に関するものを除く。）については記載を要しない。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</u></p>					
実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号【大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>3. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></p> <p>4. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>四 <u>大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>五 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>6. <u>その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 1 項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対しの確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</u></p>	第 1 2 条 第 1 7 条の 8 添付 3	運転員等の確保 大規模損壊発生時の体制の整備 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	有 有 有		
		実用炉規則第 92 条第 1 項第 24 号【記録及び報告】	<p>○ <u>発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</u></p>	第 1 2 0 条 第 3 条	記録 品質保証計画	有 有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。(計量管理規定で定めるものを除く。)	第120条	記録	有	
	○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第121条	報告	有
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	有
	○ 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第121条	報告	有
○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第121条	報告	有	
実用炉規則第92条第1項第25号【発電用原子炉施設の保守管理】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、 <u>発電用原子炉施設の保守管理</u> に関することについて、適切な内容が定められていること。	第107条	保守管理計画	有
	○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	第74条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有
	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。 なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第74条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有
	○ 「 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)</u> 」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJ E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。	第107条	保守管理計画	有
	○ <u>発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関する</u> ことについては、「 <u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u> 」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考とし、 <u>実用炉規則第82条</u> に規定された <u>発電用原子炉施設の経年劣化</u> に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	第107条の2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針	有
	○ 運転を開始した日以後30年を経過した <u>発電用原子炉</u> については、長期保守管理方針が定められていること。	—	[柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]	—
	○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる <u>発電用原子炉施設の保守管理</u> に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
	○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「 <u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド</u> 」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	[柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]	—
	○ <u>保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド</u> 」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
	○ <u>溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施</u> に関することが定められていること。	—	溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施については別途申請中	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 26 号 【技術情報の共有】	○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	有
		第 1 0 7 条	保守管理計画	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 27 号 【不適合発生時の情報の公開】	○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 ○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第 3 条	品質保証計画	有
		第 3 条	品質保証計画	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 28 号 【その他必要な事項】	○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、 <u>発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u> ○ <u>発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u> ○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1 9 7 7 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (ALARA : as low as reasonably achievable) の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。</u>	第 1 条	目的	有
		第 1 条	目的	有
		第 2 条	基本方針	有

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を第2図に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。な</p>	<p>・審査基準の変更なし。</p>	<p>・NI-Z09-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き(既存)</p> <p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・法令関係遵守活動については、規定文書に基づき実施している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書																																														
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																													
		<p>お、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 以下の品質マニュアル</p> <p>①本品質保証計画, ②原子力品質保証規程(Z-21)</p> <p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である</p> <p>以下の文章及び記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の 関連条項</th> <th>原子力品質 保証規程の 関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書 番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管 理基本マニユア ル</td> <td>NI-12</td> <td>原 子 力 安 全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査 基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び 是正処置・予防処 置基本マニユア ル</td> <td>NI-11</td> <td>原 子 力 安 全・統括部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画, 運用及び管理 を確実に実施するために、必要と決定した記録を含 む文書</p> <p>①以下の文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条 の 関連 条項</th> <th>原子力 品質 保証 規程の 関連 条項</th> <th>名 称</th> <th>文書 番号</th> <th>管理 箇所</th> <th>第3条以外の 関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1</td> <td>セルフアセ スメント実 施基本マニ ユアル</td> <td>NI-17</td> <td>原 子 力 安 全・統 括部</td> <td>第10条, 第17 条の3, 第17条 の4</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>5.5.3</td> <td>保安管理基 本マニユア ル</td> <td>NM-24</td> <td>原 子 力 安 全・統 括部 運 営 管 理 部</td> <td>第6条～第9 条, 第17条の 7</td> </tr> <tr> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>5.6, 8.5.1</td> <td>マネジメン トレビュー 実施基本マ ニユアル</td> <td>NI-18</td> <td>原 子 力 安 全・統 括部</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管 理基本マニユア ル	NI-12	原 子 力 安 全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査 基本マニュアル	AM-19	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び 是正処置・予防処 置基本マニユア ル	NI-11	原 子 力 安 全・統括部	第3条 の 関連 条項	原子力 品質 保証 規程の 関連 条項	名 称	文書 番号	管理 箇所	第3条以外の 関連条文	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセ スメント実 施基本マニ ユアル	NI-17	原 子 力 安 全・統 括部	第10条, 第17 条の3, 第17条 の4	5.5.3	5.5.3	保安管理基 本マニユア ル	NM-24	原 子 力 安 全・統 括部 運 営 管 理 部	第6条～第9 条, 第17条の 7	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメン トレビュー 実施基本マ ニユアル	NI-18	原 子 力 安 全・統 括部	-			
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所																																															
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管 理基本マニユア ル	NI-12	原 子 力 安 全・統括部																																															
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査 基本マニュアル	AM-19	内部監査室																																															
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び 是正処置・予防処 置基本マニユア ル	NI-11	原 子 力 安 全・統括部																																															
第3条 の 関連 条項	原子力 品質 保証 規程の 関連 条項	名 称	文書 番号	管理 箇所	第3条以外の 関連条文																																														
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセ スメント実 施基本マニ ユアル	NI-17	原 子 力 安 全・統 括部	第10条, 第17 条の3, 第17条 の4																																														
5.5.3	5.5.3	保安管理基 本マニユア ル	NM-24	原 子 力 安 全・統 括部 運 営 管 理 部	第6条～第9 条, 第17条の 7																																														
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメン トレビュー 実施基本マ ニユアル	NI-18	原 子 力 安 全・統 括部	-																																														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		原子炉施設保安規定				社内規定文書	
	記載すべき内容				記載の考え方		該当規定文書	記載内容の概要
	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	NH-20	原子力人財育成センター	第118条～第120条、 <u>第17条～第17条の5</u> 、 <u>第17条の7</u> 、 <u>第17条の8</u>		
	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部	第7条, 第11条の2, 第12条～第78条, 第84条, 第87条, 第94条, 第95条, 第108条～第117条, 第120条, 第121条		
			燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第19条～第23条, 第25条～第27条, 第55条, 第56条, 第69条, 第72条, 第79条～第86条, 第103条, 第104条, 第120条		
			放射性廃棄物管理基本マニュアル	NM-54	原子力運営管理部	第87条, 第87条の2, 第88条, 第89条, 第120条, 第121条		
			放射線管理基本マニュアル	NM-53	原子力運営管理部	<u>第17条の7</u> , 第79条, 第86条, 第87条, 第87条の3, 第89条, 第92条～第105条, 第118条～第121条		
			保守管理基本マニュアル	NM-55	原子力運営管理部	<u>第17条～第17条の4</u> , 第90条, 第102条, 第107条, 第107条の2, 第120条		
			原子力災害対策基本マニュアル	NM-59	原子力運営管理部	<u>第17条の3～第17条の5</u> , <u>第108条～第117条</u>		
			外部コミュニケーション基本マニュアル	NM-21	原子力運営管理部	-		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定				社内規定文書		
		記載すべき内容				記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		7.3	7.3	設計管理基本マニュアル NE-16	原子力設備管理部	第17条の2～第17条の4		
		7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子力設備管理部	第17条		
				原子燃料調達基本マニュアル NC-15	原子燃料サイクル部	—		
		8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル NM-13	原子力運営管理部	第19条, 第21条, 第22条, 第24条, 第27条, 第30条, 第32条, 第39条, 第41条～第44条, 第47条, 第49条～第54条, 第57条, 第59条, 第62条, 第66条, 第81条, 第84条, 第107条, 第120条		
				運転管理基本マニュアル NM-51	原子力運営管理部	第21条, 第24条, 第27条, 第39条, 第41条, 第51条～第54条, 第58条, 第59条, 第60条, 第66条, 第67条, 第84条, 第120条		
		②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録 【以下, 省略】						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第2号 安全文化醸成のための体制</p> <p>○ 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事については、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</p>	<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び内部監査室長は、安全文化を醸成するため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 〔 実用炉規則第92条第1項第1号と同様 〕</p>	<p>・ 審査基準の変更なし。</p>	<p>・NI-Z09-1 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き(既存)</p>	<p>・ 安全文化醸成活動については、規定文書に基づき実施している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第3号 発電用原子炉施設の品質保証</p> <p>○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の取扱いについて(内規)」(平成21・09・14原院第1号(平成21年10月16日原子力安全・保安院制定(NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3)))において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</p> <p>○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、柏崎刈羽原子力発電所(以下「発電所」という。)の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1)第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・ JEAC4111の要求事項等に従い、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを記載している。</p>
<p>第76条(作業手順書等の遵守)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関す</p>	<p>○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書に</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1)第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>る文書(以下「作業手順書等」という。)を定め、これらを遵守しなければならない。</p>	<p>ついて、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。</p>	<p>織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2)組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a)品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。</p> <p>b)これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。</p> <p>c)これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を第2図に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a)文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b)以下の品質マニュアル</p> <p>①本品質保証計画、②原子力品質保証規程(Z-21)</p> <p>c)JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文章及び記録</p> <p style="text-align: center;">【表 省略】</p> <p>d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書</p> <p>①以下の文書</p>		<p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>・ 該当規定文書に基づき、文書及び記録の管理を行っている。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>【表 省略】</p> <p>②発電所品質保証計画書 ③要領, 要項, 手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録</p> <p>【途中省略】</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1)組織は, 保安活動に必要な業務のプロセスを計画し, 運転管理(緊急時の措置含む), 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, 保守管理, <u>緊急時の措置</u>の各基本マニュアルに定める。また, 各基本マニュアルに基づき, 業務に必要なプロセスを計画し, 構築する。 (2)業務の計画は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。</p> <p>【以下, 省略】</p> <p>(原子炉施設の定期的な評価) 第10条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>・ 新規制基準を踏まえ, 新たに保安規定にて管理する業務に関する基本マニュアル等の位置づけを反映する。</p> <p>・ 条番号変更及び「保安活動」の定義の明確化等の審査基準の変更が行われたが, 審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p>	<p>・NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉施設の定期的な評価については既に記載していることから変更なし。</p>
	<p>○ <u>発電用</u>原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成20・08・28原院第8号(平成20年8月29日原子力安全・保安院制定(NISA-167a-08-1)))を参考に、<u>実用炉規則第77条</u>に規定された<u>発電用</u>原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ <u>発電用</u>原子炉施設の定期的な評価に関することについては、<u>実用炉規則第77条第1項</u>の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、<u>発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置</u>(以下「保安活動」という。)の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号</p> <p>発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>○ <u>本店</u>における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p> <p>【本社】</p> <p>※1: 発電所に常駐。 ※2: 福島第二原子力発電所に常駐。</p>	<p>・記載すべき職位、職務に本社を含むことの明確化の審査基準の変更が行われた。</p>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程 (既存)</p>	<p>・本社における組織図を記載する。</p>
		<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査</p>		<p>・Z-21 原子力品質保証規程 (既存)</p>	<p>・本社における職務を記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>室に限る。)</p> <p>(3) 柏崎刈羽原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、原子力人財育成センター、原子力資材調達センターの長及び所長を指導監督し、原子力業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(内部監査室を除く。)</p> <p>(5) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理に関する業務を行う(自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(6) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う(自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(7) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う(自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(8) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p>	<p>・ 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ <u>事業所における発電用</u>原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(1) 本社各部長(原子力人財育成センター所長及び原子力資材調達センター所長を含む。)は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 【柏崎刈羽原子力発電所】</p>	<p>・ 記載すべき職位、職務に本社を含むことの明確化の審査基準の変更が行われた。</p>	<p>・ Z-21 原子力品質保証規程 (既存)</p>	<p>・ 発電所における組織図、職務を記載する。</p>
		<p>*** → 原子炉主任技術者 * → 所長</p> <p>原子力発電保安委員会</p> <p>総務部</p> <p>原子力安全センター</p> <p>安全総括部</p> <p>防災安全部</p> <p>放射線安全部</p> <p>ユニット所長 (1~4号)</p> <p>第一運転管理部</p> <p>第一保全部</p> <p>ユニット所長 (5~7号)</p> <p>第二運転管理部</p> <p>第二保全部</p> <p>※1: 発電所に常駐。 ※2: 福島第二原子力発電所に常駐。 ※3: それぞれ1グループで1~7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>労働安全衛生グループ 資材システムグループ 安全総括部 品質保証推進グループ 原子炉計画安全グループ 防災安全管理グループ 放射線安全管理グループ 化学管理グループ 発電グループ 作業管理グループ 運転評価グループ 燃料グループ 保全総括グループ タービニンググループ 原子炉グループ 高経年化評価グループ ※3 電気機器グループ ※3 計測制御グループ ※3 環境施設グループ ※3 環境施設プロジェクトグループ ※3 システムエンジニアリンググループ 電子通信グループ ※3 直営作業グループ ※3 土木グループ ※3 建築グループ ※3 モバイル設備管理グループ ※3</p>			
		(保安に関する職務)			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>第5条</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には<u>原子炉主任技術者の意見を尊重する。</u></p> <p>(2) 労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4) 業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 安全総括グループは、<u>施設定期検査(以下「定期検査」という。)</u>、定期安全管理審査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) 改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9) 技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 放射線安全グループは、放射線管理(放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(13) 放射線管理グループは、発電所各グループマネージャー(以下「各GM」といい、当直長を含む。)が行う放射線管理の支援・指導・助言及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>体・液体廃棄物の管理並びに有毒ガス防護の発電所敷地内確認の手順整備に関する業務を行う。</p> <p>(15)環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16)発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(17)当直は、原子炉施設の運転に関する業務(作業管理グループ所管業務を除く。)及び燃料取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(18)作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19)運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(20)燃料グループは、燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(21)保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</p> <p>(22)タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(23)原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24)高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25)電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26)計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(27)環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(28)環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(29)システムエンジニアリンググループは、保全革新</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスに関する記載を反映。 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。</p> <p>(30) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。</p> <p>(32) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p><u>(34) モバイル設備管理グループは、可搬型重大事故等対処設備の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p style="text-align: center;">【(1) 省略】</p> <p>(2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。</p> <p>(3) ユニット所長(1～4号)は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(4) ユニット所長(5～7号)は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。</p> <p>(5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(6) 各GMは、グループ員(当直員を含む。)を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う<u>(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</u>。</p> <p>(7) グループ員(当直員を含む。)は、GMの指示・指</p>	<p>・モバイル設備管理グループの設置について反映。</p> <p>・新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。</p> <p>・上流規制との整合を踏まえ記載を明確化。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 95 条 (発電用原子炉主任技術者の選任等)</p> <p>法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間</p> <p>3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>第 92 条 (保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 5 号、6 号、7 号</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>○ <u>発電用</u>原子炉の運転に関し、保安の監督を行う<u>発電用</u>原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>○ <u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>○ 特に、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、<u>上位者</u>等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも<u>事業所</u>の保安組織から<u>発電用</u>原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。</p>	<p>導に従い、業務を遂行する。</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、<u>原子炉主任技術者</u>及び代行者を、<u>原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から</u>選任する。</p> <p><u>(1)原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</u></p> <p><u>(2)原子炉の運転に関する業務</u></p> <p><u>(3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</u></p> <p><u>(4)原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</u></p> <p>2. <u>原子炉主任技術者</u>は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. <u>原子炉主任技術者</u>及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. <u>原子炉主任技術者</u>のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の<u>原子炉主任技術者</u>については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 第5項の<u>原子炉主任技術者</u>については、自らの担当している号炉について<u>原子炉主任技術者</u>の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、<u>原子炉主任技術者</u>としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</p> <p>7. <u>原子炉主任技術者</u>が職務を遂行できない場合(7号炉の<u>原子炉主任技術者</u>については、<u>非常招集可能圏外に離れる場合を含む</u>)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて<u>原子炉</u></p>	<p>・ 実用炉規則が変更となったことから原子炉主任技術者の選任にあたって必要となる業務経験を保安規定及に記載する。</p> <p>・ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を保安規定に規定することから「主任技術者」を「原子炉主任技術者」へ変更する。(以下、同様。)</p> <p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については別途申請中)</p> <p>・ 炉主任を兼任する際の独立性確保について反映する。</p> <p>・ TS-62 参照</p>	<p>・ NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉主任技術者の選任にあたっては、実用炉規則第 95 条第 2 項 1 号から 4 号に定める業務に通算して 3 年以上従事した経験を有する者から選任することを定める。また、それぞれに該当する具体的な業務について整理し、定める。</p> <p>・ 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任することを定める。</p> <p>・ 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>・ 職務を遂行できない場合の代行者との交代、長期に渡る場合はあらかじめ選任することを定める。</p> <p>・ 代行者は、代行時に関わらず、プラントの状況把握に努めることを定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p> <p>六 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p> <p>七 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p>		<p>主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 <u>原子炉主任技術者</u>は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、<u>原子炉主任技術者</u>がその保安のためにする指示に従う。</u></p>	<p>・ 各条文にて追加された炉主任の確認項目について表に追加する。</p>	<p>・ NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 各条文にて追加された炉主任の確認項目について表に追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																										
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																									
		<p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第12条(運転員等の確保)</u></td> <td><u>第5項, 第6項, 第8項及び第9項の定める体制の構築</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td>第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条(燃料取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第92条(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第118条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第119条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第17条(火災発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>火災が発生した場合に講じた措置の結果</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>火山影響等発生時に講じた措置の結果</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u></td> <td><u>地震, 津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>成立性の確認訓練の結果(7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</u></td> <td><u>技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)</u></td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の操作)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td>第35条(原子炉停止時冷却系その2)</td> <td>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</td> </tr> </tbody> </table>		条 文	内 容	<u>第12条(運転員等の確保)</u>	<u>第5項, 第6項, 第8項及び第9項の定める体制の構築</u>	<u>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</u>	<u>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)</u>	<u>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)</u>	第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画	第92条(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	条 文	内 容	<u>第17条(火災発生時の体制の整備)</u>	<u>火災が発生した場合に講じた措置の結果</u>	<u>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</u>	<u>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)</u>	<u>第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)</u>	<u>火山影響等発生時に講じた措置の結果</u>	<u>第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u>	<u>地震, 津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</u>	<u>第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)</u>	<u>有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)</u>	<u>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</u>	<u>成立性の確認訓練の結果(7号炉)</u>	<u>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)</u>	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間			
条 文	内 容																																													
<u>第12条(運転員等の確保)</u>	<u>第5項, 第6項, 第8項及び第9項の定める体制の構築</u>																																													
<u>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</u>	<u>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(7号炉)</u>																																													
<u>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(7号炉)</u>																																													
第37条(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																																													
第78条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																													
第82条(燃料取替実施計画)	燃料取替実施計画																																													
第92条(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																																													
第118条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																													
第119条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																													
条 文	内 容																																													
<u>第17条(火災発生時の体制の整備)</u>	<u>火災が発生した場合に講じた措置の結果</u>																																													
<u>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</u>	<u>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(7号炉)</u>																																													
<u>第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)</u>	<u>火山影響等発生時に講じた措置の結果</u>																																													
<u>第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u>	<u>地震, 津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</u>																																													
<u>第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)</u>	<u>有毒ガス発生時に講じた措置の結果(7号炉)</u>																																													
<u>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)</u>	<u>成立性の確認訓練の結果(7号炉)</u>																																													
<u>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)</u>	<u>技術的能力の確認訓練の結果(7号炉)</u>																																													
第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順																																													
第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間																																													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		第66条 (重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認 (7号炉)		
		第69条 (複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順		
		第73条 (運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合		
			運転上の制限を満足していると判断した場合		
			運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰		
		第74条 (予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)	必要な安全措置		
			運転上の制限外から復帰していると判断した場合		
		第76条 (異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置		
		第77条 (異常時の措置)	異常の収束		
		第82条 (燃料取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果		
		第121条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合		
			放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		
			外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下「実用炉規則」という。) <u>第134条</u> 第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書										
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要									
		<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果</td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況</td> </tr> <tr> <td>6. 放射性廃棄物管理に係る記録 ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</td> </tr> <tr> <td>8. 保安教育の実施報告書</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果	4. 引継日誌	5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況	6. 放射性廃棄物管理に係る記録 ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果	8. 保安教育の実施報告書			
記 録 項 目														
1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量														
2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果														
3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果														
4. 引継日誌														
5. 放射線管理に係る記録 ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況														
6. 放射性廃棄物管理に係る記録 ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路														
7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果														
8. 保安教育の実施報告書														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。</u></p>	<p>(品質保証計画) 第3条 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「Z-10 職制および職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任及び権限が第5条(保安に関する職務)及び第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>(原子力発電保安委員会) 第6条 (原子力発電保安運営委員会) 第7条 【第1項第11号の反映として整理】</p>	<p>・ 原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けを第3条において明確にする。</p> <p>・ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務範囲等については別途申請中</p>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程 (既存)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ <u>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者間の情報交換については別途申請中 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 保安教育</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NH-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1)原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、<u>原子炉主任技術者</u>及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>(2)原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3)各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び原子力・立地本部長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4)原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>【表118-2については変更なし】</p>	<p>・ 計画, 実施状況確認について協力企業従業員を含むことの明確化等の審査基準の変更があった。</p> <p>・ 所員に対する火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害, 有毒ガス, 重大事故等及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。</p> <p>・ TS-23 参照</p>	<p>・NH-20 教育及び訓練基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 火災, 内部溢水, 火山影響等, その他自然災害, 有毒ガス, 重大事故等及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書										
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要									
		表118-1												
		所員への保安教育実施方針（総括表）												
		保安教育の内容		対象者及び教育時間※2										
		大分類 (実用炉規則第9.2条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主操操作員	運転員※3 補機操作員	放射線作業危険業務の 業務に関わる者	燃料取扱の業務に 関わる者	運転員以外の 関係者	事務系所員		
		入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、並び に関係法令及び保安規定の遵守に関する事	入所時 (新規配属時)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			原子炉施設の構造、性 能に関する事	設備概要、主要系統 の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関する事 原子炉冷却系統等主要系統の構造・性能に 関する事		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			非常の場合に講ずべき処置 に関する事	非常の場合に講ずべき処置 の概要	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		放射線操 縦従事者 教育 ※1	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線 障害防止規則中の関係事項	管理区域内にお いて放射性物 質、使用済燃料 又はこれらに よって汚染され た物を取り扱う 業務に就かせる 時	対象者、実施時期及び教育時間については、表118-2参照	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			原子炉施設の構造、性 能に関する事	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその 他の設備の構造に関する事			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその 他の設備の取扱いの方法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			放射線管理に関する事	管理区域への立入り及び退去の手順			外部放射線による線量当量率及び空気中の 放射性物質の濃度の監視の方法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			放射性廃棄物及び使用済燃料 の取扱いに関する事	放射性廃棄物又は使用済燃料はこれらによ って汚染された物の種類及び性状並びに運搬、 貯蔵、廃棄の方法・順序			電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び余 生に与える影響	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			非常の場合に講ずべき処置 に関する事	異常な事態が発生した場合における応急の 措置の方法			異常な事態が発生した場合における応急の 措置の方法	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		原子炉施設 の運転に 関する事	関係法令及び保安規定 の遵守に関する事	保安規定（総則、品質保証、体制及び評価、 保安規定、記録及び報告）の概要、並びに 関係法令及び保安規定の遵守に関する事	1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			運転管理	運転管理に関する事 運転上の留意事項に関する事、過剰に 関する事 運転上の制限に関する事 異常時の措置に関する事 原子炉物理・理論に関する事 監視点検に関する事 定期試験操作に関する事 異常時対応（現場機器対応）※4 異常時対応（中央操作室内対応）※4 異常時対応（指揮、状況判断）※4			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ（直員補機訓練） シミュレータ訓練Ⅱ（起動停止・異常時・警 報発生時対応操作） シミュレータ訓練Ⅲ（起動停止・異常時・警 報発生時の判断・指揮命令）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			保守管理	保守管理計画に関する事			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		その他反 復教育	放射線管理に関する事	放射線管理 管理区域への出入り管理、区域管理に 関する事 線量限度等、並びに管理に関する事 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関する事 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関する事 協力企業等の放射線防護に関する事	1回/10年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			放射性廃棄物 及び使用済燃料 の取扱いに関する 事	放射性廃棄物管理 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関する事 燃料管理における品質管理 燃料の検査、取替、運搬及び貯蔵に 関する事			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		非常の場合に講ずべき処置 に関する事	緊急事態応急対策等、原子炉防災対策活動 に関する事	緊急事態応急対策等、原子炉防災対策活動 に関する事	1回/年毎 以上	対象者、実施時期及び教育時間については、表118-3参照	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			重大事故等発生時及び大規模機器故障発生 時における原子炉施設の保全のための活動に 関する事	重大事故等発生時及び大規模機器故障発生 時における原子炉施設の保全のための活動に 関する事			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			内務保安等発生時の措置に関する事	内務保安等発生時の措置に関する事			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			火山影響等発生時の措置に関する事	火山影響等発生時の措置に関する事			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			その他自然災害（地震、津波、豪雨等）発生 時及び有線災害発生時の措置に関する事	その他自然災害（地震、津波、豪雨等）発生 時及び有線災害発生時の措置に関する事			◎	◎	◎	◎	◎	◎		

※1：各OMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※3：運転員には作業管理グループ員を含む。
 ※4：重大事故等発生時及び大規模機器故障発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事並びに内務保安等発生時、火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波、豪雨等）発生時及び有線災害発生時の措置に関する事を含む。その実施時期は、1回/年毎以上とする。

◎：全員が教育の対象（関連する業務内容に同じ教育内容に濃淡はあり）
 ○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に同じ教育内容に濃淡はあり）
 ×：教育の対象外
 ()：合計の教育時間

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																																																																																																																																																																																																																
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																																																																																																																																																																																																															
		<p>表118-3 所員への保安教育実施方針（運転員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">保安教育の内容</th> <th rowspan="2">内 容</th> <th colspan="5">対象者※1</th> <th rowspan="2">実施時期及び教育時間</th> </tr> <tr> <th>中分類</th> <th>小分類 (項目)</th> <th>細目</th> <th colspan="5">運転員※2</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>当直長 当直副長</th> <th>当直主任 当直副主任 主機操作員</th> <th>補機操作員</th> <th>放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者</th> <th>燃料取替の 業務に関わる者</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td rowspan="2">原子炉施設保安規定</td> <td></td> <td>保安規定（総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則）の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td><当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4（下記※4と同様内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td><放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（下記※4と同様内）</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">原子炉施設の運転に関すること</td> <td rowspan="15">運転管理</td> <td>運転管理Ⅰ</td> <td>運転上の通則についての概要 運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)</td> <td>×</td> <td><放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（下記※4と同様内）</td> </tr> <tr> <td>原子炉物理（臨界管理等を含む）・理論</td> <td>伊物理等、原子炉理論の基礎（臨界管理）</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巡視点検・定例試験Ⅰ</td> <td>巡視点検の範囲と確認項目 定例試験の内容と頻度</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">異常時対応※5 (現場機器対応)</td> <td>原子炉の起動停止の概要</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各設備の運転操作の概要（現場操作）</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報発生時の対応（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転管理Ⅱ</td> <td>運転上の通則の適用と根拠 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的値と制限を満足しない場合の措置 異常時の措置を実施する際のガイドライン</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>巡視点検・定例試験Ⅱ</td> <td>巡視点検時の確認項目の根拠 定例試験の操作と基準値</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">異常時対応※5 (中央操作室内対応)</td> <td>原子炉の起動停止に関する操作と監視項目</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各設備の運転操作と監視項目</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報発生時の対応操作（中央操作室） 異常時操作の対応（中央操作室）</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転管理Ⅲ</td> <td>運転上の留意事項の根拠と制限を満足しない場合の措置 制限及び制限を満足しない場合の措置の根拠と運用 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">異常時対応※5 (指揮、状況判断)</td> <td>異常時操作の対応（判断・指揮命令含む）</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警報発生時の監視の項目</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運転訓練</td> <td>シミュレータ訓練Ⅰ</td> <td>運転操作の連携訓練</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>3年間で15時間以上</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅱ</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時対応訓練</td> <td>×</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>3年間で9時間以上</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅲ</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>3年間で9時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保守管理</td> <td>保守管理計画に関することⅠ</td> <td>定期検査時の管理項目の概要</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td><当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4（上記※4と同様内）</td> </tr> <tr> <td>保守管理計画に関することⅡ</td> <td>定期検査時の管理項目の根拠</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td><放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること</td> <td>放射性廃棄物管理</td> <td>放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)</td> <td>×</td> <td><放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>◎</td> <td><燃料取替の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）</td> </tr> </tbody> </table>				保安教育の内容			内 容	対象者※1					実施時期及び教育時間	中分類	小分類 (項目)	細目	運転員※2								当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取替の 業務に関わる者			関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		保安規定（総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則）の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4（下記※4と同様内）		保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（下記※4と同様内）	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要 運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（下記※4と同様内）	原子炉物理（臨界管理等を含む）・理論	伊物理等、原子炉理論の基礎（臨界管理）	◎	◎	◎	×	×		巡視点検・定例試験Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目 定例試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×		異常時対応※5 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×		各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×		警報発生時の対応（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	×	×		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的値と制限を満足しない場合の措置 異常時の措置を実施する際のガイドライン	◎	◎	×	×	×		巡視点検・定例試験Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠 定例試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×		異常時対応※5 (中央操作室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×		各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×		警報発生時の対応操作（中央操作室） 異常時操作の対応（中央操作室）	◎	◎	×	×	×		運転管理Ⅲ	運転上の留意事項の根拠と制限を満足しない場合の措置 制限及び制限を満足しない場合の措置の根拠と運用 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠	◎	×	×	×	×		異常時対応※5 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応（判断・指揮命令含む）	◎	×	×	×	×		警報発生時の監視の項目	◎	×	×	×	×			◎	×	×	×	×		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上	シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	3年間で9時間以上	シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	3年間で9時間以上	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の管理項目の概要	◎	◎	◎	×	×	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4（上記※4と同様内）	保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の管理項目の根拠	◎	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎	<燃料取替の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）		
保安教育の内容			内 容	対象者※1						実施時期及び教育時間																																																																																																																																																																																																																										
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員※2																																																																																																																																																																																																																																
			当直長 当直副長	当直主任 当直副主任 主機操作員	補機操作員	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料取替の 業務に関わる者																																																																																																																																																																																																																													
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		保安規定（総則、品質保証、体制及び評価、保安教育、記録及び報告に関する規則）の概要、並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4（下記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																											
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（下記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																											
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要 運転上の留意事項の概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（下記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																											
		原子炉物理（臨界管理等を含む）・理論	伊物理等、原子炉理論の基礎（臨界管理）	◎	◎	◎	×	×																																																																																																																																																																																																																												
		巡視点検・定例試験Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目 定例試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×																																																																																																																																																																																																																												
		異常時対応※5 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×																																																																																																																																																																																																																												
			各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×																																																																																																																																																																																																																												
			警報発生時の対応（現場操作） 異常時操作の対応（現場操作）	◎	◎	◎	×	×																																																																																																																																																																																																																												
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の制限の具体的値と制限を満足しない場合の措置 異常時の措置を実施する際のガイドライン	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
		巡視点検・定例試験Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠 定例試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
		異常時対応※5 (中央操作室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
			各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
			警報発生時の対応操作（中央操作室） 異常時操作の対応（中央操作室）	◎	◎	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
		運転管理Ⅲ	運転上の留意事項の根拠と制限を満足しない場合の措置 制限及び制限を満足しない場合の措置の根拠と運用 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠	◎	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
		異常時対応※5 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応（判断・指揮命令含む）	◎	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
			警報発生時の監視の項目	◎	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
				◎	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																												
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上																																																																																																																																																																																																																												
	シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	3年間で9時間以上																																																																																																																																																																																																																												
	シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	3年間で9時間以上																																																																																																																																																																																																																												
保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の管理項目の概要	◎	◎	◎	×	×	<当直長、当直副長、当直主任、当直副主任、主機操作員、補機操作員> 3年間で30時間以上※3 ※4（上記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																												
	保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の管理項目の根拠	◎	×	×	×	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																												
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ (廃棄物処理設備に関する ことのみ)	×	<放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																												
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎	<燃料取替の業務に関わる者> ※4（上記※4と同様内）																																																																																																																																																																																																																												
<p>◎：全員が教育の対象（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡はあり） ×：教育の対象外 ※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2：運転員には作業管理グループ員を含む。 ※3：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある） ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない） ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。 ※5：重大事故等及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること並びに火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波、竜巻等）発生時及び有毒ガス発生時の措置に関することを含む。</p>																																																																																																																																																																																																																																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第119条 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、原子炉施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p> <p>4. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協力企業従業員に対する火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に関する事項について反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> NH-20 教育及び訓練基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>5. 各GMは、<u>火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表118-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災発生時の措置に関する事、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事(重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む))の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者及び所長の承認を得て原子力・立地本部長の承認を得る。</u></p> <p>6. 各GMは、<u>第3、4及び5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び原子力・立地本部長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</u></p> <p>ただし、<u>所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>【参考】(重大事故対処設備等について直接規定なし)</p> <p>第3条(発電用原子炉の設置の許可の申請) 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第9号 発電用原子炉施設の運転</p> <p>○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長(以下「運転管理部長」という。)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運転管理部長は、原子炉の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運転管理部長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の場合においては、1名は当直長又は当直副長とする。</p> <p>4. 各GMは、<u>重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}</u>。また、<u>防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</u></p> <p>5. <u>発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子</u></p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・ 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>・ TS-43 参照</p> <p>・ 重大事故等の対応に必要な力量を有する者を確保することを反映。</p> <p>・ 成立性の確認訓練時の対応を追記</p> <p>・ TS-43 参照</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ 運転員等の確保について記載する。</p> <p>・ 重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)</p> <p>・ 成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>第4条(重大事故)</u> <u>法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。</u> 一 <u>炉心の著しい損傷</u> 二 <u>核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷</u></p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。 九 発電用原子炉施設の運転に関すること (次の二号に掲げるものを除く。)</p>		<p><u>炉主任技術者の確認、運転管理部長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p>6. <u>発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>7. <u>発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p>8. <u>防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量が確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p>9. <u>防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>10. <u>防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p>11. <u>所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</u></p> <p>※1:<u>重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</u></p>	<p>・体制が確保できない場合、原子炉停止等の措置を講じ、安全を確保することを追記。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																						
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																					
		<p>表12-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉^{※2}</td> <td>2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉^{※2}</td> <td>6/7号炉^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td></td> <td></td> <td>13名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>4名以上^{※3}</td> <td>3名以上^{※3}</td> <td>10名以上^{※5}</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉^{※2}</td> <td>6/7号炉^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td></td> <td>3名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td>3名以上^{※5}</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1"> <tr> <td>要員名</td> <td>緊急時対策要員</td> <td>自衛消防隊</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>50名以上^{※6}</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>114名以上^{※7}</td> <td>18名以上^{※8}</td> </tr> </table> <p>※2: <u>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉については, 原子炉への燃料装荷を行わない</u></p> <p>※3: <u>1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する</u></p> <p>※4: <u>7号炉1基が該当する場合</u></p> <p>※5: <u>原子炉が2基とも該当する場合</u></p> <p>※6: <u>50名以上のうち, 6名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</u></p> <p>※7: <u>114名以上のうち, 8名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</u></p> <p>※8: <u>火災の規模に応じ召集する。</u></p>	中央制御室名	1号炉 ^{※2}	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}	原子炉の状態				運転, 起動, 高温停止の場合			13名以上 ^{※4}	冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 ^{※5}	中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合		3名以上 ^{※4}	冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上	召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}			
中央制御室名	1号炉 ^{※2}	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}																																							
原子炉の状態																																										
運転, 起動, 高温停止の場合			13名以上 ^{※4}																																							
冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 ^{※5}																																							
中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6/7号炉 ^{※2}																																								
原子炉の状態																																										
運転, 起動, 高温停止の場合		3名以上 ^{※4}																																								
冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}																																								
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊																																								
常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上																																								
召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}																																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	○ <u>発電用</u> 原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。	<p>(マニュアルの作成)</p> <p>第14条 <u>各GM(当直長を除く。)</u>は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1)原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2)巡視点検に関する事項 (3)異常時の操作に関する事項 (4)警報発生時の措置に関する事項 (5)原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6)定例試験に関する事項 <u>(7)誤操作の防止に関する事項(7号炉)</u> <u>(8)火災、内部溢水(7号炉)、火山影響等(7号炉)、その他自然災害及び有毒ガス発生時(7号炉)の体制の整備に関する事項</u> <u>(9)重大事故等及び大規模損壊時の体制の整備に関する事項(7号炉)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 TS-44 参照 TS-45 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤操作の防止に関する事項について記載する。(新規記載) ・火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項について記載する。(新規記載)
	○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	<p>(引継)</p> <p>第15条</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員の引継ぎについては既に記載していることから変更なし。
	○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 <u>当直長及びモバイル設備管理GM</u>は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。<u>なお、モバイル設備管理GMが点検を実施した結果は、当直長に通知する。</u></p> <p>(1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水及び排気施設</p> <p>【以下、省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準の変更はないが、重大事故等対処設備が新設されたことを踏まえ、モバイル設備管理Gで実施し、点検結果の集約を反映。 ・TS-66 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉起動前に確認すべき事項について、重大事故等対処設備を追記する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	○ 地震・火災・有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)発生時に講ずべき措置について定められていること。	<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u> 第17条 【第1項第20号の反映として整理】</p> <p><u>(内部溢水発生時の体制の整備)</u> 第17条の2 【第1項第21号の反映として整理】</p> <p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u> 第17条の3 【第1項第21号の2の反映として整理】</p> <p><u>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u> 第17条の4 〔7号炉〕 <u>技術計画GMは、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u> <u>(1)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u> <u>(2)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u> <u>(3)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u> 2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、その他自然災害</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更はないが、実用炉規則が変更されたことから、実用炉規則の記載を踏まえ保安規定に反映する。 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他自然災害(地震、津波、及び竜巻等)発生時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>3. <u>各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>4. <u>当直長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>5. <u>原子力設備管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p>6. <u>原子力設備管理部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</u></p> <p>7. <u>原子力設備管理部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</u></p> <p>8. <u>原子力設備管理部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</u></p> <p>※1:<u>その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>(有毒ガス発生時の体制の整備)</u> <u>第17条の5</u> <u>[7号炉]</u> <u>技術計画GMは、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員(以下「運転・対処要員」という。)の防護のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u> <u>(1)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u> <u>(2)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育及び訓練の実施に関すること</u> <u>(3)有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u> <u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転・対処要員の防護のための活動を実施する。</u> <u>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u> <u>4. 当直長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照 ・ TS-88 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガス発生時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1:有毒ガス発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>【添付2は、別紙参照】</p> <p>(資機材等の整備) 第17条の6 〔7号炉〕 各GMは、次の各号の資機材等を整備する。 <u>(1)設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置個所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7及び第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</u> <u>(2)設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡設備を整備し、警報装置及び通信連絡設備の操作に関する手順並びに専用通信回線及びデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</u></p>	<p>・ 設置(変更)許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照</p> <p>【10.11 安全避難通路等】 【10.12 通信連絡設備】</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ 資機材等の管理に関する事項について記載する。(新規記載)</p>
	○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	<p>(水質管理) 第18条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉冷却材の水質管理については既に記載していることから変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ <u>発電用</u>原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)を満足していることの確認の内容(以下「サーベランス」という。)、LCOを満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。)及び要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による<u>原子炉設置許可申請</u>及び同法第43条の3の8による<u>原子炉設置変更許可申請</u>において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>第3節 運転上の制限</p> <p>【第19条～第26条, 第28条～第31条, 第33条～第38条, 第40条～第44条, 第50条～第58条の2, 第59条, 第60条, 第62条～第65条, 第67条～第71条省略】</p> <p>(計測及び制御設備) 第27条</p> <p>【中略】</p> <p>[7号炉]</p> <p>(6) <u>中央制御室外原子炉停止装置計装</u> 中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、その状態に応じて表27-3-5-6-Bの要求される措置を完了時間内に講じる。 <u>表27-3-5-6-B</u></p> <p>【表 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備のLCO等の設定について審査基準に追加あり (特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定) 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則解釈(平成 25 年 7 月 9 日)において、「引き続き低温停止できる機能を有した装置であること」が明確化されたことの反映 TS-48 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制基準要求を踏まえ、中央制御室外原子炉停止装置計装について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p>(非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u>の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u>^{※1}の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系</u>に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u>の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)原子炉GMは、定検停止時に、供用中の漏えい又は水圧検査を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2)当直長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u>の系統圧力に有意な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系</u>の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じる。</p> <p><u>※1:高圧代替注水系(重大事故対処設備)は7号炉のみ適用。</u></p> <p>表32-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、<u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u>の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>【以下、省略】</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、 <u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u> の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系についても系統圧力監視対象として追加規定する。 TS-76 参照 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系について系統圧力監視対象として追加する。(新規記載)
項目	運転上の制限								
非常用炉心冷却系、 <u>原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系</u> の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書							
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要						
		(非常用炉心冷却系その1) 第39条 [6号炉及び7号炉] 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において, 非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし, 原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は, 当該低圧注水系(格納容器スプレイ冷却系)を動作不能とみなさない。 <u>また, 7号炉の高压代替注水系起動準備及び運転中は, 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</u> 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 【(1)(2)(3)省略】 (4)当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止(原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)において, 表39-2(項目3を除く。)に定める事項を確認する。 【3項 省略】 【表39-1 省略】 表39-2 【1項 省略】 7. 7号炉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 自動減圧系の高压窒素ガス供給圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【2. 以降省略】</td> </tr> </tbody> </table> 【以下, 省略】	項目	頻度	1. 自動減圧系の高压窒素ガス供給圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	【2. 以降省略】		・ 高压代替注水系の確認運転時において, 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨を追加。 ・ TS-76 参照 ・ 自動減圧系の高压窒素ガス供給圧力について, SA時の背圧対策の要求をふまえ, 設定値を変更した。 ・ TS-85 参照	・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)	・ 高压代替注水系の確認運転時において, 原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨の追加。(新規記載) ・ 自動減圧系の窒素ガス供給圧力設定値の変更について追加する。(新規記載)
項目	頻度										
1. 自動減圧系の高压窒素ガス供給圧力が <input type="text"/> MPa[gage]以上であることを確認する。	1ヶ月に1回										
【2. 以降省略】											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプール^{※1}の平均水温^{※2}は、表 45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系^{※3}の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等中止し、24時間以内に平均水温を35℃以下に復旧する。</p> <p>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p style="text-align: center;">【3項 省略】</p> <p><u>※1:7号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。</u></p> <p><u>※2:平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもって、代えることができる。</u></p> <p><u>※3:高圧代替注水系は、7号炉のみ適用。</u></p> <p style="text-align: center;">【表45-1, 45-2 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系の運転確認中のサブプレッションプール水温が上昇し、一時的に通常運転範囲を逸脱する可能性があることから、確認行為を阻害しないため、LCO除外条件を設ける。 TS-76 参照 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> サブプレッションプール水温上昇時のLCO除外規定について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書									
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要								
		<p>(サブプレッションプールの水位)</p> <p>第46条 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプール^{※1}の水位は、表46-1(図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。<u>なお、7号炉において、高压代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、運転確認開始から確認終了後24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさないが、領域Bに移行した場合は、運転上の制限の逸脱と判断する。</u></p> <p>2. サブプレッションプールの水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。<u>なお、7号炉において、高压代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、5分毎にサブプレッションプールの水位を監視するとともに、領域Bに近接した場合は、水位が変動するような確認運転等を中止し、24時間以内に水位を制限値内に復旧する。</u></p> <p>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サブプレッションプールの水位を24時間に1回確認する。</p> <p style="text-align: center;">【3項 省略】</p> <p><u>※1:7号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。</u></p> <p>表46-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目 (サブプレッションプール水位)</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1号炉</td> <td style="text-align: center;">+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</td> <td style="text-align: center;">+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6号炉及び7号炉</td> <td style="text-align: center;">+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限	1号炉	+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上	6号炉及び7号炉	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上	<ul style="list-style-type: none"> • 高压代替注水系の運転確認中は、復水貯蔵槽からサブプレッションプールに水が移送され、水位が上昇し、一時的に通常運転範囲を逸脱する可能性があることから、確認行為を阻害しないため、通常運転範囲を逸脱した場合の措置を規定する。 • TS-76 参照 	<ul style="list-style-type: none"> • NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> • サブプレッションプールの水位の管理方法について追加する。(新規記載)
項目 (サブプレッションプール水位)	運転上の制限												
1号炉	+12.0cm(上限値)以下 -10.0cm(下限値)以上												
2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉	+8.0cm(上限値)以下 -8.0cm(下限値)以上												
6号炉及び7号炉	+5.0cm(上限値)以下 -5.0cm(下限値)以上												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>図46</p> <p>【表46-2 省略】</p> <p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系プロアが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、可燃性ガス濃度制御系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6号炉及び7号炉の可燃性ガス濃度制御系は共用していたが、新規制基準適用後は各々2台配備する。 TS-87 参照 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃性ガス濃度制御系の2台配備について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																
		<p>表47-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性ガス濃度制御系</td> <td>2系列^{※1}が動作可能であること^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1系列とは、ブロー1台、再結合器1基及び必要な弁並びに配管をいう。 ※2:3号炉・4号炉共用。なお、共用している可燃性ガス濃度制御装置を移動している期間及び隣接号炉に設置している期間は動作不能とはみなさない。</p> <p>表47-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, <u>5号炉</u>, <u>6号炉</u>及び7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>30日間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合</td> <td>B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2項 省略】</p> <p>(格納容器内の酸素濃度) <u>第48条</u> <u>[7号炉]</u> <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度^{※1}は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉の起動時にドライウエル点検を実施する場合は、ドライウエル点検後の原子炉の状態が起動となるまでの期</u></p>	項目	運転上の制限	可燃性ガス濃度制御系	2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}	条件	要求される措置	完了時間	A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに	B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間	<p>・ 原子炉起動前のPCV内の火災防護対策において、「ドライウエル点検終了後から窒素ガス封入までの期間は制御棒全挿入状態」であることが要求されることをふまえ、LCO適用期間を変更する。 格納容器ベント時のFCVS系統内での水素燃焼を防止するた</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 新規制基準要求を踏まえ、格納容器酸素濃度の管理方法について追加する。(新規記載)</p>
項目	運転上の制限																				
可燃性ガス濃度制御系	2系列 ^{※1} が動作可能であること ^{※2}																				
条件	要求される措置	完了時間																			
A. 可燃性ガス濃度制御系1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間 速やかに																			
B. 可燃性ガス濃度制御系2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに																			
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止にする。	24時間																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p><u>間は運転上の制限を適用しない。また、<u>高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた時点から3日間、3.5%を超えた時点から24時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></u></p> <p><u>2. 格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、高圧代替注水系の確認運転等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた場合は、格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施するとともに、5分毎に格納容器内の酸素濃度を監視する。さらに3.5%を超えた場合、酸素濃度が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に酸素濃度を制限値内に復旧する。</u></p> <p><u>(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 当直長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1:7号炉の格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条(表66-5-6)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p>表48-1 【1項, 2項 省略】</p> <p>3. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器内の酸素濃度^{※1}</td> <td>1.8%以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	格納容器内の酸素濃度 ^{※1}	1.8%以下	<p>め、酸素濃度の制限値を変更する。</p> <p>・ TS-81 参照</p>		
項目	運転上の制限								
格納容器内の酸素濃度 ^{※1}	1.8%以下								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書													
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要												
		<p>表48-2</p> <p>【1項 省略】</p> <p>2. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合</td> <td>B 1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C 1. 高温停止にする。 及び C 2. 冷温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉建屋) 第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時^{※1}又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟^{※2※3}は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>【2項, 3項 省略】 【表49-1, 表49-2 省略】</p> <p>※1: 停止余裕確認後の制御棒1本(6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本)の挿入・引抜を除く。 ※2: <u>7号炉の原子炉建屋原子炉棟(原子炉建屋ブローアウトパネルを含む)は重大事故等対処設備を兼ねる。</u></p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに 速やかに	B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合	B 1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。	24時間	C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止にする。 及び C 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間	<p>・ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について反映</p> <p>・TS-74 参照</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について追加する。(新規記載)</p>
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 格納容器内の酸素濃度が1.8%以下を満足していないと判断した場合	A 1. 酸素濃度を1.8%以内に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 格納容器圧力逃がし装置を動作不能とみなし要求される措置を実施する。	速やかに 速やかに															
B. 格納容器内の酸素濃度が3.5%以下を満足していないと判断した場合	B 1. 酸素濃度を3.5%以内に復旧する。	24時間															
C. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 高温停止にする。 及び C 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p>※3:原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能は、<u>運転、起動及び高温停止の場合に適用する。</u></p> <p>(外部電源その3) 第58条の3 〔7号炉〕 <u>原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、外部電源※1は、表58の3-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時※2を除く。</u></p> <p>2. <u>外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止、燃料交換において、1週間に1回、所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外部電源3回線※3以上の電圧が確立していること及び1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</u></p> <p><u>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用交流高圧電源母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</u></p> <p>3. <u>当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表58の3-2の措置を講じる。</u></p> <p>表58の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td> <u>(1) 3回線※3が動作可能であること</u> <u>(2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:外部電源とは、<u>電力系統からの電力を第64条及び第65条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。</u></p>	項目	運転上の制限	外部電源	<u>(1) 3回線※3が動作可能であること</u> <u>(2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4</u>	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則第 33 条(保安電源設備)において外部電源回線数の要求事項が「3 回線以上」となったことを反映。 設置許可基準規則第 33 条(保安電源設備)において外部電源の「独立性」が要求事項として追加されたことを反映。 1相開放故障についての対応を反映。 TS-50 参照 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 3 回線要求及び独立性について、変更内容を反映する。(新規記載)
項目	運転上の制限								
外部電源	<u>(1) 3回線※3が動作可能であること</u> <u>(2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4</u>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書										
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要									
		<p>※2:154kV送電線(荒浜線)については、回線に異常がないことを確認しすみやかに復旧できるとをいう。</p> <p>※3:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。</p> <p>※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所又は開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>表58の3-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧*5が確立していることを確認する。 及び A 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧*5が確立していることを確認する。 及び B 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかにその後、毎日1回 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧*5が確立していることを確認する。 及び A 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧*5が確立していることを確認する。 及び B 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間			
条 件	要求される措置	完了時間												
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧*5が確立していることを確認する。 及び A 2. 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間												
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B 1. 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧*5が確立していることを確認する。 及び B 2. 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	速やかにその後、毎日1回 30日間												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書													
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要												
		<p>C. <u>動作可能な外部電源が2回線である場合</u> 及び <u>すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</u></p>	<p>C1. <u>当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び C2. <u>当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。</u></p>	<p><u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>20日間</u></p>														
		<p>D. <u>動作可能な外部電源が1回線である場合</u></p>	<p>D1. <u>当直長は、動作可能な外部電源について、電圧^{*5}が確立していることを確認する。</u> 及び D2. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>速やかにその後、毎日1回</u> <u>10日間</u></p>														
		<p>表58の3-2(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>E. <u>動作可能である外部電源が1回線のみの場合</u> 及び <u>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</u></p> </td> <td> <p>E1. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> 又は E2. <u>当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>12時間</u> <u>12時間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>F. <u>すべての外部電源が動作不能である場合</u></p> </td> <td> <p>F1. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u></p> </td> <td> <p><u>24時間</u></p> </td> </tr> <tr> <td> <p>G. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u></p> </td> <td> <p>G1. <u>当直長は、高温停止とする。</u> 及び G2. <u>当直長は、低温停止とする。</u></p> </td> <td> <p><u>24時間</u> <u>36時間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			条 件	要求される措置	完了時間	<p>E. <u>動作可能である外部電源が1回線のみの場合</u> 及び <u>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</u></p>	<p>E1. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> 又は E2. <u>当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>12時間</u> <u>12時間</u></p>	<p>F. <u>すべての外部電源が動作不能である場合</u></p>	<p>F1. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>24時間</u></p>	<p>G. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p>G1. <u>当直長は、高温停止とする。</u> 及び G2. <u>当直長は、低温停止とする。</u></p>	<p><u>24時間</u> <u>36時間</u></p>	<p>・ TS-73 参照</p>	
条 件	要求される措置	完了時間																
<p>E. <u>動作可能である外部電源が1回線のみの場合</u> 及び <u>第59条及び第60条で要求される非常用ディーゼル発電機の台数を満足していない場合</u></p>	<p>E1. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u> 又は E2. <u>当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>12時間</u> <u>12時間</u></p>																
<p>F. <u>すべての外部電源が動作不能である場合</u></p>	<p>F1. <u>当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>24時間</u></p>																
<p>G. <u>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、条件A、B、C、D、E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p>G1. <u>当直長は、高温停止とする。</u> 及び G2. <u>当直長は、低温停止とする。</u></p>	<p><u>24時間</u> <u>36時間</u></p>																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書		
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
		<p>H. <u>原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、条件A, B, C, D, E又はFの措置を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p>H1. <u>当直長は、炉心変更を中止する。</u></p> <p>及び</p> <p>H2. <u>当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u></p> <p>及び</p> <p>H3. <u>当直長は、有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u></p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>			
		<p>※5: <u>154kV送電線(荒浜線)の予備変圧器の電圧については1次側及び2次側電圧値を確認する。(予備変圧器が通常負荷へ電源供給していない場合)</u></p> <p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p><u>第61条</u> <u>[7号炉]</u> <u>ディーゼル燃料油^{*1}、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプ^{*2}は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移</u></p>			<p>・ 設置許可基準規則第57条(電源設備)において、燃料移送系がSA設備と位置付けられ、DB機能としての要求が明確化されたことから、運転上の制限に反映。</p> <p>・ TS-86 参照</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 非常用ディーゼル発電機燃料油の管理について追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書							
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要						
		<p><u>送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p>3. <u>当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気又は燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1:6号炉及び7号炉の軽油タンクは重大事故等対処設備を兼ねる。軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、第66条(表66-12-7)の運転上の制限も確認する。</u></p> <p><u>※2:7号炉の燃料移送ポンプは重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p> <p><u>表61-1</u></p> <p style="text-align: center;">【1項 省略】</p> <p>2. <u>7号炉</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</td> <td style="vertical-align: top;"><u>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">燃料移送ポンプ</td> <td style="vertical-align: top;"><u>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表61-2</u></p> <p style="text-align: center;">【省略】</p> <p><u>表61-3</u></p> <p style="text-align: center;">【1項 省略】</p>	項 目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	<u>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>	燃料移送ポンプ	<u>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること</u>			
項 目	運転上の制限										
ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	<u>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</u>										
燃料移送ポンプ	<u>第59条及び第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のデイトンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること</u>										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定			社内規定文書																							
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																						
		<p>2. 7号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合</td> <td>A1. 制限値以内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合</td> <td>B1. 動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合</td> <td>C1. 制限値以内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合</td> <td>D1. 制限値以内に復旧する。</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>F. 条件B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>			条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合	D1. 制限値以内に復旧する。	2日間	E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	F. 条件B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間																										
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間																										
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油補給タンク油面が表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間																										
D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が表61-2を満足しない場合	D1. 制限値以内に復旧する。	2日間																										
E. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。ただし、軽油タンク1基から非常用ディーゼル発電機2台に供給している場合は、原子炉停止時冷却系に電源を供給する非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																										
F. 条件B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																										
		<p>(重大事故等対処設備) 第66条 [7号炉] 原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にする</p>			<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更を踏まえ重大事故等対処設備について、運転上の制限を満足していることの確認の内容、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備について記載する。(新規記載) 																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>ための設備</u></p> <p>(2) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u></p> <p>(3) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</u></p> <p>(4) <u>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</u></p> <p>(5) <u>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</u></p> <p><u>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</u></p> <p><u>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</u></p> <p>(6) <u>原子炉格納容器内の冷却等のための設備</u></p> <p>(7) <u>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</u></p> <p>(8) <u>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</u></p> <p>(9) <u>使用済燃料プールの冷却等のための設備</u></p> <p>(10) <u>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</u></p> <p>(11) <u>重大事故等の収束に必要な水の供給設備</u></p> <p>(12) <u>電源設備</u></p> <p>(13) <u>計装設備</u></p> <p>(14) <u>運転員が中央制御室にとどまるための設備</u></p> <p>(15) <u>監視測定設備</u></p> <p>(16) <u>緊急時対策所</u></p> <p>(17) <u>通信連絡を行うために必要な設備</u></p> <p>(18) <u>アクセスルートの確保</u></p> <p>(19) <u>可搬型代替注水ポンプ(A-2級)</u></p> <p>2. <u>重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>各GMは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</u></p> <p>3. <u>当直長、重大事故等対処設備が第1項で定める運</u></p>	<p>・ TS-25 参照</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。</p>	<p><u>転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の措置を講じる。</u></p> <p><u>※1:可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</u></p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第72条 各GM(<u>第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。</u>)は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項^{※1}で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる^{※2※3}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。^{※3}</p> <p style="text-align: center;">【3項から6項 省略】</p> <p>7. 各GM(<u>第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。</u>)は、第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、<u>確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</u></p> <p>8. 当直長は、各GMが、<u>第17条の7又は第17条の8にもとづく教育及び訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育及び訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</u></p> <p>※1:第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 第66条の新規追加に伴う変更</p> <p>・ TS-54 参照</p> <p>・ 運転上の制限を満足していることの確認について複数の条文で同一である場合は代表条文での確認にて実施したこととすることを追記</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 第66条の新規追加に伴う反映(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																																				
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																																			
		<p>※2: 第2節で定められた頻度も適用される。 ※3: <u>第74条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</u></p> <p>表72</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻 度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td><u>3ヶ月に1回</u></td> <td><u>23日</u></td> <td>同上 <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>1年に1回</u></td> <td><u>92日</u></td> <td>同上 <u>なお、1年は365日とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>2年に1回</u></td> <td><u>182日</u></td> <td>同上 <u>なお、2年は730日とする。</u></td> </tr> <tr> <td>1000MWd/tに1回</td> <td>250MWd/t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(運転上の制限を満足しない場合) 第73条 運転上の制限を満足しない場合とは、<u>当直長及び燃料GM</u>が第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、<u>当直長及び燃料GM</u>は、この判断を速やかに行う。</p> <p>【2項から5項 省略】</p>	頻 度		備 考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	同上 <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u>	<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	同上 <u>なお、1年は365日とする。</u>	<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	同上 <u>なお、2年は730日とする。</u>	1000MWd/tに1回	250MWd/t		<p>・ 第74条第3項の実施時期を反映</p> <p>・ 審査基準に変更なし。 ・ 主語の明確化</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ LCO を満足しない場合について既に記載していることから変更なし。</p>
頻 度		備 考																																						
保安規定で定める頻度	延長できる時間																																							
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																						
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																						
24時間に1回	6時間	同上																																						
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																																						
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																						
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。																																						
<u>3ヶ月に1回</u>	<u>23日</u>	同上 <u>なお、3ヶ月は92日とする。</u>																																						
<u>1年に1回</u>	<u>92日</u>	同上 <u>なお、1年は365日とする。</u>																																						
<u>2年に1回</u>	<u>182日</u>	同上 <u>なお、2年は730日とする。</u>																																						
1000MWd/tに1回	250MWd/t																																							
	<p>○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。</p>																																							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	○ LCOに係る記録の作成について定められていること。	<p>6. <u>当直長及び燃料GM</u>は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は<u>原子炉主任技術者</u>に報告する。</p> <p>7. <u>当直長及び燃料GM</u>は、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰にあたっては、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を得る。</p> <p>8. <u>当直長及び燃料GM</u>は、次の各号を適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">【(1)(2)省略】</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が<u>第3節各条</u>の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(運転上の制限に関する記録) 第75条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合又は燃料GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ LCOに関する記録について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>	<p>満足していると判断した時刻</p> <p>3. 当直長は、自ら第74条第1項、<u>第2項又は第3項</u>で定める保全作業を実施した場合又は各GMから第74条第1項、<u>第2項又は第3項</u>で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第74条第1項、<u>第2項又は第3項</u>で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 要求される措置又は安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p> <p>(異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第76条 当直長は、次の各号に示す場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。</p> <p>(1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合^{*1}</p> <p>(2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合</p> <p>(3) 原子炉を手動スクラムした場合^{*1}</p> <p>2. 当直長は、操作を行っていない制御棒が動作した場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告するとともに、速やかに当該制御棒を、当初の管理位置^{*2}に適合させる又は全挿入するための措置を講じる。ただし、炉心から全燃料が取り出されている場合を除く。なお、本節でいう操作を行っていない制御棒が動作した場合^{*3}とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が当初の管理位置^{*2}から他の位置^{*4}に動作したとき</p> <p>(2) 全挿入位置にある制御棒であって挿入又は引抜き操作を行っていない制御棒が全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき</p> <p>3. 当直長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えい</p>	<p>・ 第74条第3項を反映。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>がある場合又はそのおそれがあると判断した場合には、当該号炉を所管する運転管理部長に報告するとともに、それを抑制するために、原子炉建屋原子炉棟の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。</p> <p>4. 当該号炉を所管する運転管理部長及び各GMは、第1項、第2項又は第3項について次に示す必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 当該号炉を所管する運転管理部長は、各GMに異常の原因調査及び対応措置を指示するとともに、異常が発生したことを所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(2) 各GMは、異常の原因調査及び対応措置を実施するとともに、異常の原因及び対応措置について当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。</p> <p>(3) 当該号炉を所管する運転管理部長は、異常の原因及び対応措置を所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、当直長に連絡する。</p> <p>(4) 異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)及び(3)を省略することができる。</p> <p>※1: 予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。</p> <p>※2: 「管理位置」とは、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。</p> <p>※3: 制御棒の動作が、スクラム信号による動作である場合は除く。ただし、第2項(1)又は(2)の動作後にスクラム信号が発生し、制御棒が動作した場合は、操作を行っていない制御棒が動作した場合に該当する。</p> <p>※4: 「他の位置」とは、当初の管理位置から1ノッチ(6号炉及び7号炉においては、1ステップ)以上離れた位置をいう。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(異常時の措置)</p> <p>第77条 当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。</p> <p>3. 第76条第1項の異常が発生してから当直長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4. 当直長は、第3項の判断を行うにあたって、<u>原子炉</u>主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第76条第1項の異常の原因が、第78条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p> <p>(異常収束後の措置)</p> <p>第78条 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 当直長は、第76条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、<u>原子炉</u>主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>3. 当直長は、第76条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の結果等を踏まえ、添付1の記載内容を見直し。 TS-41 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。 ・第17条[7号炉]、第17条の3第、第17条の4[1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉]、第17条の4[7号炉]及び第17条の5[7号炉]追記に伴う反映(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(2) <u>第17条〔7号炉〕第4項、第17条の3第5項、第17条の4〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕第2項、第17条の4〔7号炉〕第4項又は第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</u></p> <p><u>(電源機能等喪失時の体制の整備)</u> <u>第17条の9</u> <u>〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕</u> <u>防災安全GMは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合、あるいは使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。</u></p> <p><u>(1)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p><u>(2)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</u></p> <p><u>(3)電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機、可搬式動力ポンプ、ホース及びその他資機材の配備</u></p> <p><u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>【添付1 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第17条〔7号炉〕、第17条の3第、第17条の4〔1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉〕、第17条の4〔7号炉〕及び第17条の5〔7号炉〕追記に伴う反映 新規制基準適合性への適合が確認されていない炉については、従前どおりの要求事項とする。 7号炉の重大事故等に対する1～6号炉側の措置として、使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の手順等を定める。 TS-24 参照 	<ul style="list-style-type: none"> NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 1～6号炉の使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の措置を追加(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。 なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{*1}を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各GMは、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{*1}を定め、<u>原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p>3. 各GMは、<u>表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{*2}を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p>4. <u>第1項、第2項及び第3項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</u></p> <p>5. 各GMは、<u>第1項、第2項及び第3項</u>に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>6. <u>第1項、第2項及び第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点</u>を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各GMは、<u>第1項</u>を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、<u>要求される措置^{*3}</u>を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>8. 各GMは、<u>第1項、第2項又は第3項</u>を実施する場合、<u>第73条第3項及び第8項</u>に準拠する。<u>なお、第</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準に変更なし。 ・ 保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合の点検時の措置を追記。 ・ TS-35 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NM-55 保守管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全を目的とした保全作業について既に記載していることから変更なし。 ・ 予防保全を目的とした保全作業については、法令に基づく点検・保修、自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保修等に限定することを定める。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「保全作業時の措置」に読み替えるものとする。</u></p> <p>9. <u>第1項又は第3項において、要求される措置、保全作業時の措置を実施できなかった場合又は第2項において安全措置を実施できなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</u></p> <p>10. <u>各GMは、第2項に基づく保全作業及び第3項において、完了時間を超えて保全作業を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告し、当該号炉を所管する運転管理部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p>※1: 第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2: <u>表74に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</u></p> <p>※3: 保全作業を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p>【表 74 新規追加】【省略】</p> <p><u>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理)</u> <u>第18条の2</u> <u>[7号炉]</u></p> <p><u>当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、</u></p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
		<p><u>閉止施錠状態であることを確認する。</u></p> <p>(構成及び定義) 第11条</p> <p>【定義新規追加】</p> <table border="1"> <tr> <td><u>重大事故</u></td> <td><u>実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</u></td> </tr> <tr> <td><u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u></td> <td><u>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</u></td> </tr> </table>	<u>重大事故</u>	<u>実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</u>	<u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>	<u>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</u>	<p>・「重大事故」及び「使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間」についての定義を明確化</p>		
<u>重大事故</u>	<u>実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</u>								
<u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>	<u>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</u>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																
<p>(規定内容の変更なし)</p> <p><参考>第47条(施設定期検査の実施) 新規条文追加</p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第10号 発電用原子炉の運転期間</p> <p>○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、<u>発電用原子炉</u>を運転することが定められていること。</p> <p>○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。</p>	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。なお、<u>実用炉規則第49条第1項第2号</u>に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>表11の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>5号炉</th> <th>6号炉</th> <th>7号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(燃料取替実施計画)</p> <p>第82条 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、<u>原子炉主任技術者の確認</u>を得て所長の承認を得る。</p> <p>【2項 省略】</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ燃料GMは、その延長する期間も含め第2項に定める評価及び確認を行い、<u>原子炉主任技術者の確認</u>を得て所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉</p>		1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・ 法令改正に伴う変更。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉の運転期間について既に記載されていることから変更なし。</p> <p>・ 取替炉心の安全評価等について既に記載していることから変更なし。</p>
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉														
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書(原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>実用炉規則第82条第4項</u>の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。)が添付されていること。</p> <p>○ <u>発電用原子炉</u>ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、<u>実用炉規則第48条</u>に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、<u>発電用原子炉</u>の運転期間(定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。<u>実用炉規則第82条第4項</u>の見直しの結果の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u>」(原管P発第1306198号(平成</p>	<p>心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p>	<p>・ 手続きに関する事項であるため、保安規定及び2次文書他には記載しない。</p> <p>・ 手続きに関する事項であるため、保安規定には記載しない。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>25年6月19日原子力規制委員会決定</u>)を参考として記載していること。特に、同結果において、<u>発電用原子炉</u>の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>○ <u>発電用原子炉</u>の運転期間を延長する場合には、<u>実用炉規則第48条</u>に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。</p> <p>○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法<u>第43条の3の5</u>に基づく原子炉設置許可及び同法<u>第43条の3の8</u>に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても<u>発電用原子炉</u>の安全性について原子炉等規制法<u>第43条の3の5</u>に基づく原子炉設置許可及び同法<u>第43条の3の8</u>に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>	<p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十一 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>○ <u>発電用</u>原子炉施設の保安に関する重要事項及び<u>発電用</u>原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第6条 本社に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、<u>原子炉主任技術者</u>に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>【以下, 省略】</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項 (2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (3) 運転管理に関する事項^{※1} (4) 燃料管理に関する事項 (5) 放射性廃棄物管理に関する事項 (6) 放射線管理に関する事項 (7) 保守管理に関する事項 (8) 原子炉施設の改造に関する事項 (9) 緊急時における運転操作に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・ 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映</p> <p>・ 第 4 章 運転管理に新規追加された第 17 条関連に関する事項の追記</p>	<p>・ NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-24 保安管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子力発電安全委員会について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 「運転管理に関する事項」の項目に「誤操作防止に関する事項」、「火災、内部溢水発生時、その他自然災害発生時及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」を記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、<u>原子炉主任技術者</u>に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>※1:<u>以下の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>誤操作の防止に関する事項(7号炉)</u> ・<u>火災、内部溢水(7号炉)、火山影響等(7号炉)、その他自然災害及び有毒ガス発生時(7号炉)の体制の整備に関する事項</u> ・<u>重大事故等及び大規模損壊時の体制の整備に関する事項(7号炉)</u> 			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十二 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第12号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○ 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第92条 管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GMは、添付4における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第93条 放射線管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 添付番号の変更</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 管理区域の設定及び解除について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 管理区域内の区域区分について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付4に示す区域とする。	・ 添付番号の変更		
		【以下、省略】			
	○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	(管理区域内における特別措置) 第94条	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域内における特別措置について既に記載していることから変更なし。
	○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	(管理区域への出入管理) 第95条	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域への出入管理について既に記載していることから変更なし。 ・ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度について既に記載していることから変更なし。
	○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	【変更なし】			
	○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	(管理区域出入者の遵守事項) 第96条	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項等について既に記載していることから変更なし。
	○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	(管理区域外等への搬出及び運搬) 第103条	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度について既に記載していることから変更なし。
		【句読点のみの変更】			
		(発電所外への運搬) 第104条	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 管理区域外等への搬出及び運搬については記載していることから変更なし。
		【変更なし】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	(保全区域) 第97条 保全区域は、添付5に示す区域とする。 【以下、省略】 【添付5 省略】	・ 審査基準に変更なし。 ・ 添付資料番号の繰上げを行う。	・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 保全区域について既に記載していることから変更なし。
	○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	(周辺監視区域) 第98条 【変更なし】	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 周辺監視区域の立ち入りについて既に記載していることから変更なし。
	○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	(協力企業の放射線防護) 第105条 【変更なし】	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)	・ 協力企業の放射線防護について既に記載していることから変更なし。
		(頻度の定義) 第106条 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表106のとおりとする。 【以下、省略】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
第 92 条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。 十三 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号 排気監視設備及び排水監視設備 ○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 ○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	(放射性液体廃棄物の管理) 第88条 【変更なし】	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)	・ 放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。
		(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 【句読点のみの変更】	・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。	・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)	・ 放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																				
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																			
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十四 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第14号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p> <p>○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>(線量の評価) 第99条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(床、壁等の除染) 第100条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第101条 放射線管理GMは、表101-1及び表101-2(第93条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>【中略】</p> <p>表101-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域 内^{※1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域 境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率^{※4}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2:エアモニタにおいて測定する項目</p>	場所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域 内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回	2. 周辺監視区域 境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ^{※4}	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p> <p>・ 審査基準に変更は法令の条文番号のみであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p> <p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p>	<p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 放射線業務従事者が受ける線量の評価について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 床・壁等の除染について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定について既に記載していることから変更なし。</p>
場所	測定項目	測定頻度																						
1. 管理区域 内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日運転中に1回																						
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																						
	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回																						
	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回																						
2. 周辺監視区域 境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																						
	空気吸収線量率 ^{※4}	常時																						
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>○ 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の<u>事業所外への運搬に関する事業所内の</u>行為が定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成</p>	<p>※3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。</p> <p>※4:モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(管理区域外等への搬出及び運搬) 第103条 【句読点のみの変更】</p> <p>(管理区域外等への搬出及び運搬) 第103条 【句読点のみの変更】</p> <p>(発電所外への運搬) 第104条 【変更なし】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p>	<p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p> <p>・ 審査基準に変更は「発電所」→「事業所」の変更のみであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p>	<p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する事項について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 核燃料物質等の事業所外への運搬について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。</u></p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ <u>放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</u></p> <p>○ <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u></p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第87条の2 【変更なし】</p> <p>(頻度の定義) 第91条 【変更なし】</p> <p>(床、壁等の除染) 第100条 【変更なし】</p> <p><u>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の7及び第17条の8関連)</u> <u>表16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等放射線管理</u> <u>チェンジングエリア内では運転員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンジングエリア内に設ける除染エリアにおいて除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</u> <u>表18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</u></p>	<p>・ 審査基準の変更は「文書番号の適正化」であり、審査基準を受けた保安規定の変更なし。</p> <p>・ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置を記載</p>	<p>・ NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ 放射性廃棄物でない廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 汚染拡大防止について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 中央制御室、緊急時対策所の汚染拡大防止に必要な措置ついて追加(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>放射線管理</u></p> <p><u>除染は拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</u></p> <p><u>運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</u></p> <p><u>使用済の可搬型陽圧化空調機のフィルタ部分は非常に高線量になるため、フィルタ交換や使用済空調機を移動することによる被ばくを避けるため、放射線量が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場所で一時保管する。</u></p> <p>【第92条、第93条、第96条、第103条に管理区域に関して記載するが、ここでは省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十五 放射線測定器の管理に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 放射線測定器の管理</p> <p>○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p> <p>○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p>	<p>(放出管理用計測器の管理) 第90条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(放射線計測器類の管理) 第102条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p> <p>・ 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p>	<p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 放出管理用計測器について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 第 66 条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p>第 80 条(発電用原子炉施設の巡視及び点検)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。)は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。</p> <p>一 原子炉冷却系統施設</p> <p>二 制御材駆動設備</p> <p>三 電源、給排水及び排気施設</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 発電用原子炉施設の巡視及び点検</p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、<u>発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(巡視及び点検の頻度を含む。)</u>について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。)内部及び第94条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。)を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <p>(2)制御材駆動設備</p> <p>(3)電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、格納容器内部の関連パラメータの監視及び第94条第1項で定める区域の巡視を行う。</p> <p>3. 当直長及びモバイル設備管理GMは、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、<u>系統より切離されている施設について一定期間^{※2}ごとに巡視し、点検を行う。</u></p> <p><u>※1:系統より切離されている施設とは、7号炉の可搬設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</u></p> <p><u>※2:一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。 TS-55 参照 主語の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の巡視点検について既に記載していることから変更なし。 重大事故等対処設備の巡視点検及び可搬型設備の巡視点検について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第17号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>○ <u>事業所構内</u>における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して<u>保安のために講ずべき措置</u>として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第79条 燃料GMは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 燃料GMは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講ずること。^{※1}</p> <p>3. 燃料GMは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。^{※1}</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理GMは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{※1}。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理GMは、燃料GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 燃料GMは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p>	<p>・記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>・法令改正に伴う条文番号の変更</p>	<p>・NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・新燃料の運搬について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>※1: 発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第80条 燃料GMは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。ただし、MOX燃料は、使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p><u>(5) 使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること(7号炉)。</u></p> <p>(使用済燃料の貯蔵) 第85条 燃料GMは、発電所内において、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表85に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p><u>(5) 燃料取替機使用時の吊荷の荷重を監視すること(7号炉)。</u></p> <p><u>(6) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラ</u></p>	<p>・ 設置変更許可申請書記載事項に基づき反映</p> <p>・ TS-38 参照</p> <p>・ 工認記載事項に基づき反映</p> <p>・ TS-38 参照</p>	<p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・ NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 新燃料の貯蔵について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 使用済燃料プールに1炉心以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。(新規記載)</p> <p>・ 使用済燃料プールに1炉心以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載す</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 燃料検査の際に<u>保安のために講ずべき措置</u>として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第81条 燃料GMは、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2. 燃料GMは、定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果から、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3. 燃料GMは、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 燃料GMは、第1項又は第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、<u>次の事項を遵守する。</u></p> <p><u>(1)燃料取替機を使用すること。</u></p> <p><u>(2)燃料取替機使用時の吊荷の荷重を監視すること(7号炉)。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 工認記載事項に基づき反映 TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料検査について既に記載していることから変更なし。
	<p>○ 燃料取替に際して<u>保安のために講ずべき措置</u>として、燃料装荷実施計画(取替炉心の安全性評価を含む。)を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。</p> <p>なお、<u>発電用</u>原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>(燃料取替実施計画)</p> <p>第82条 燃料GMは、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め、<u>原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</u></p> <p style="text-align: center;">【2項, 3項 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料の取替えについて既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>(燃料移動手順)</p> <p>第83条 燃料GMは、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。</p> <p>(1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出しておく。</p> <p>(2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。</p> <p>(3) 原子炉運転のための燃料配置に変更する場合は、燃料取替実施計画に定める配置とする。</p> <p>(4) (1)又は(2)を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。</p> <p>(燃料移動)</p> <p>第84条 当直長は、第83条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。</p> <p>2. 当直長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は表84-1-aについて確認する。</p> <p>3. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表84-2-aの措置を講じる。</p> <p>4. 当直長は、燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は、表84-1-bについて確認する。</p> <p>5. 当直長は、前項の確認ができない場合は、表84-2-bの措置を講じる。</p> <p>6. 当直長は、第2項から第5項の実施にあたっては、第72～75条に準拠する。</p> <p>7. <u>当直長は、燃料取替機使用時の吊荷の荷重を監視すること(7号炉)。</u></p> <p>【表84-1-a, 84-1-b, 84-2-a及び84-2-b 省略】</p>	<p>・工認記載事項に基づき反映</p> <p>・ TS-38 参照</p>	<p>・NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-52 燃料管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 燃料移動手順について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 燃料移動について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書		
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十八 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第18号 放射性廃棄物の廃棄</p>	(放射性固体廃棄物の管理) 第87条	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。 	<p>【変更なし】</p>	(放射性液体廃棄物の管理) 第88条	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 	<p>【変更なし】</p>	(放射性気体廃棄物の管理) 第89条	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性気体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 	<p>【句読点のみの変更】</p>	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。 <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第87条の2 【変更なし】</p> <p>(頻度の定義) 第91条 【変更なし】</p>	<p>・ 審査基準の変更は、「文書名称適正化」のみであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。</p>	<p>・ NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 放射性廃棄物でない廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十九 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 19 号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>(原子力防災組織) 第108条</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から緊急時に実施すべき事項について記載する。 ・ 防災組織上の炉主任の位置づけを明確化する。
		<p>(原子力防災組織の要員) 第109条</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本状は原災法に基づいて実施する原子力防災要員及び資機材等の整備に関する項目であり、変更はない。なお、重大事故等に関する要員及び資機材の整備に関する事項は第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 に整理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力防災要員について記載する。
		<p>(原子力防災資機材等) 第110条</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時における運転操作に関する社内規定類を作成することについて記載する。
		<p>(通報経路) 第111条 防災安全GMは、<u>警戒事態該当事象</u>が発生した場合又は<u>特定事象が発生した場合</u>の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との<u>連絡経路又は通報経路</u>を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準に通報経路に関することが追記されたが、既に保安規定に規定済み。 ・ 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態発生時の通報経路について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(通報)</p> <p>第113条 当直長等は、<u>警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は</u>、第111条に定める経路にしたがって、所長に報告する。</p> <p>2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は</u>、第111条に定める経路にしたがって、社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p> <p>(原子力防災組織)</p> <p>第108条</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p> <p>(原子力防災態勢の発令)</p> <p>第114条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は</u>、<u>原子力防災態勢を発令して</u>、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。<u>所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部に報告する。</u></p> <p>(応急措置)</p> <p>第115条 本部長は、原子力防災組織を統括し、<u>原子力防災態勢を発令した場合</u>において次の応急措置を実施する。</p> <p>(1)警備及び避難誘導 (2)放射能影響範囲の推定 (3)医療活動 (4)消火活動 (5)汚染拡大の防止 (6)線量評価 (7)応急復旧 (8)原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) TS-59 参照 審査基準に変更なし。 審査基準に変更なし。 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについて記載する。 ・ 原子力防災態勢の発令について記載する。 ・ 応急措置について記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書											
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要										
	<p>○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>1. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(緊急時における活動) 第116条</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第109条の2 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業^{*1}に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1)表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2)表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3)実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>表109の2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ 緊急時における活動について記載する。</p> <p>・ 緊急作業従事者の選定について記載する。</p>
分類	項目	時間													
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3時間以上													
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上													
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書									
		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要							
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{※3}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </table>		関係法令	0.5時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上			
	関係法令	0.5時間以上											
訓練	緊急作業の方法 ^{※2}	3時間以上											
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い ^{※3}	3時間以上											
	<p>○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>○ <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p>	<p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第116条の2 【変更なし】</p> <p>(原子力防災態勢の解除) 第117条 本部長は、事象が収束し、<u>原子力防災態勢</u>を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、<u>原子力防災態勢</u>を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p> <p>(緊急時演習) 第112条 防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p> <p>・ 審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p>	<p>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・ NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p>	<p>・ 緊急作業従事者の線量管理について記載する。</p> <p>・ 緊急時体制の解除について記載する。</p> <p>・ 防災訓練の実施頻度について記載する。</p>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 83 条(火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設(法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。)の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。</u></p> <p><u>三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。</u></p> <p><u>五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。</u></p> <p><u>七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時</u></p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 20 号 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ <u>火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動(消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。)を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。</u></p> <p><u>3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p><u>5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>6. 持込物(可燃物)の管理に関すること。</u></p> <p><u>7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じる</u></p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 [7号炉]</p> <p>防災安全GMは、<u>火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>(1) 発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置^{※2}に関すること</u></p> <p><u>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p><u>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p><u>(5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること</u></p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、<u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>3. 各GMは、<u>第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 第1項及び第3項については、第14条(マニュアルの作成)、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 第4項については、第9条(原子炉主任技術者の職務等)及び第14条(マニュアルの作成)であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) ・火災発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>における発電用原子炉施設の保全のための活動</u>を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>二十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>に関すること。</p>	<p><u>こと。</u></p>	<p><u>4. 当直長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1: 消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ)。</u></p> <p><u>※2: 一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 84 条(内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。</p> <p>四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>第 92 条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごと</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</p> <p>4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の2 〔7号炉〕</p> <p>技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合}は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 第1項及び第3項については、第14条(マニュアルの作成)、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 第4項については、第9条(原子炉主任技術者の職務等)及び第14条(マニュアルの作成)であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>に、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</u></p>		<p><u>協議する。</u></p> <p><u>※1:内部溢水発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>第84条の2(火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</u></p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>二 <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>三 <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。</u></p> <p>四 <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>五 <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>イ <u>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p>ロ <u>イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持</u></p>	<p><u>実用炉規則第92条第1項第21号の2</u> 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ <u>火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>3. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u></p> <p>4. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>一 <u>火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p>二 <u>一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策</u></p>	<p><u>(火山影響等発生時の体制の整備)</u> <u>第17条の3</u> <u>[7号炉]</u></p> <p><u>技術計画GMは、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p><u>(1)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p><u>(3)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>(1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</u></p> <p><u>(3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 TS-78 参照 第1項及び第4項については、第14条(マニュアルの作成)、第8章(保守管理)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 第5項については、第9条(原子炉主任技術者の職務等)及び第14条(マニュアルの作成)であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<p>・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規)</p> <p>・火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>するための対策に関すること。</u></p> <p><u>ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>六 前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>二十一の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</u></p>	<p><u>に関すること。</u></p> <p><u>三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</u></p>	<p><u>動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>3. 各GMは、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</u></p> <p><u>4. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>5. 当直長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>6. 原子力設備管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</u></p> <p><u>※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付2 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 85 条(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。</p> <p>三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p> <p>四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。</p> <p>イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 22 号</p> <p>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。)に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。)に対処するために必要な事項を含むこと。</p> <p>1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)を配置すること。</p> <p>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うた</p>	<p>(<u>重大事故等発生時の体制の整備</u>)</p> <p>第17条の7</p> <p>[7号炉]</p> <p>社長は、<u>重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、<u>財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</u></p> <p>2. <u>原子力運営管理部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</u></p> <p>3. <u>防災安全GMは、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p>(1) <u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊(以下「重大事故等に対処する要員」という。)の役割分担及び責任者の配置に関する事項</u></p> <p>(2) <u>重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</u></p> <p>ア. <u>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと。</u></p> <p>イ. <u>力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-58 参照 TS-59 参照 <p>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1項、第3項及び第4項については、第12条(運転員等の確保)、第14条(マニュアルの作成)、第9章(非常時の措置)及び第10章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される2次文書他に具体的な活動内容が定められる。 第2項については、第14条(マニュアルの作成)に基づき作成される2次文書他に具体的な手順が定められる。 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p><u>二十二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</u></p>	<p><u>めに必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p><u>一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p><u>6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法</u></p>	<p><u>ウ. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下、「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</u></p> <p><u>エ. 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</u></p> <p><u>オ. 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</u></p> <p><u>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p><u>4. 各GMは、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関するマニュアルを定める。また、マニュアルを定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</u></p> <p><u>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</u></p> <p><u>(5) 発生する有毒ガスからの有毒ガスに対処する要員の防護に関すること</u></p> <p><u>5. 各GMは、第3項の計画に基づき、重大事故等発</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>○ <u>重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</u></p> <p>1. <u>原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>2. <u>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</u></p> <p>3. <u>措置に係る手順の優先順位や手順</u></p>	<p><u>生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項のマニュアルを遵守させる。</u></p> <p>6. <u>各GMは、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>7. <u>原子力運営管理部長は、第1項の方針に基づき、本が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p>(1) <u>支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</u></p> <p>(2) <u>支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</u></p> <p>8. <u>原子力運営管理部長は、第7項の計画に基づき、本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</u></p> <p>9. <u>原子力運営管理部長は、第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>※1: <u>重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付3 参照】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p><u>着手の判断基準等(2.に関するものを除く。)</u>については記載を要しない。</p> <p>○ <u>重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</u></p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 第一運転管理部長及び第二運転管理部長(以下「運転管理部長」という。)は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>【2項, 3項 省略】</p> <p>4. <u>各GMは、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災安全GMは、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</u></p> <p>5. <u>発電GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、運転管理部長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p>6. <u>発電GMは、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>7. <u>発電GMは、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</u></p> <p>8. <u>防災安全GMは、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の体制に必要な運転員、緊急安全対策要員について反映する。 重大事故等対策手順に係る成立性訓練において失敗した際の体制について反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転員等の確保について記載する。 ・重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載) ・成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																													
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																												
		<p>9. 防災安全GMは、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 防災安全GMは、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1及び表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>※1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</p> <p>表12-1</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉^{※2}</td> <td>2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉^{※2}</td> <td>6 / 7号炉^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>13名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>4名以上^{※3}</td> <td>3名以上^{※3}</td> <td>10名以上^{※5}</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉^{※2}</td> <td>6 / 7号炉^{※2}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>—</td> <td>3名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>1名以上</td> <td>3名以上^{※5}</td> </tr> </table>	中央制御室名	1号炉 ^{※2}	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}	原子炉の状態				運転, 起動, 高温停止の場合	—	—	13名以上 ^{※4}	冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 ^{※5}	中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合	—	3名以上 ^{※4}	冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}	<p>・ 7号炉の重大事故等の対策においては、1～6号炉停止中を前提としていることを反映する。</p> <p>・ TS-59 参照</p>		
中央制御室名	1号炉 ^{※2}	2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}																														
原子炉の状態																																	
運転, 起動, 高温停止の場合	—	—	13名以上 ^{※4}																														
冷温停止, 燃料交換の場合	4名以上 ^{※3}	3名以上 ^{※3}	10名以上 ^{※5}																														
中央制御室名	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉 ^{※2}	6 / 7号炉 ^{※2}																															
原子炉の状態																																	
運転, 起動, 高温停止の場合	—	3名以上 ^{※4}																															
冷温停止, 燃料交換の場合	1名以上	3名以上 ^{※5}																															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書										
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要									
		<p>表12-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要員名</th> <th>緊急時対策要員</th> <th>自衛消防隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常駐</td> <td>50名以上^{※6}</td> <td>10名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>114名以上^{※7}</td> <td>18名以上^{※8}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2:1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉については, 原子炉への燃料装荷を行わない</p> <p>※3:1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する</p> <p>※4:7号炉1基が該当する場合</p> <p>※5:原子炉が2基とも該当する場合</p> <p>※6:50名以上のうち, 6名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※7:114名以上のうち, 8名以上を1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉の要員, 106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。</p> <p>※8:火災の規模に応じ召集する。</p>	要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊	常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上	召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}			
要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊												
常駐	50名以上 ^{※6}	10名以上												
召集	114名以上 ^{※7}	18名以上 ^{※8}												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>第 86 条(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</u></p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p>四 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>五 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>イ <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関</u></p>	<p><u>実用炉規則第 92 条第 1 項第 23 号</u></p> <p><u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p>○ <u>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備(特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。)に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p>1. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p>2. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>3. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</u></p> <p>4. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>5. <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うた</u></p>	<p>(<u>大規模損壊発生時の体制の整備</u>)</p> <p><u>第17条の8</u></p> <p>[7号炉]</p> <p><u>防災安全GMは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p>(1)<u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p>(2)<u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</u></p> <p>ア. <u>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する*1こと</u></p> <p>イ. <u>力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p>ウ. <u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</u></p> <p>エ. <u>技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</u></p> <p>オ. <u>技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-58 参照 TS-59 参照 <p>(特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 項、第 3 項及び第 4 項については、第 12 条(運転員等の確保)、第 14 条(マニュアルの作成)、第 9 章(非常時の措置)及び第 10 章(保安教育)に関連する活動であり、これらの条文に基づき作成される 2 次文書他に具体的な活動内容が定められる。 第 2 項については、第 14 条(マニュアルの作成)に基づき作成される 2 次文書他に具体的な手順が定められる。 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NM-59 原子力災害対策基本マニュアル(新規) ・大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>すること。</p> <p>ロ <u>大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>ハ <u>大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>ニ <u>大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>ホ <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>六 <u>前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>七 <u>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十三 <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</u></p>	<p>めに必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>一 <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p>二 <u>大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>三 <u>大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>四 <u>大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p>五 <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p>6. <u>その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>7. <u>前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</u></p>	<p>及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) <u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. <u>各GMは、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</u></p> <p>(1) <u>大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(3) <u>大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(4) <u>大規模損壊発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(5) <u>大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</u></p> <p>3. <u>各GMは、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</u></p> <p>4. <u>各GMは、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5. <u>原子力運営管理部長は、大規模損壊発生時における本が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p>○ <u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。</u></p>	<p>6. <u>原子力運営管理部長は、第5項の計画に基づき、本が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</u></p> <p>7. <u>原子力運営管理部長は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p>※1：<u>重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は、第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 添付3 参照】</p> <p>(運転員等の確保) 第12条 [実用炉規則第92条第1項第22号と同様]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則			保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書					
				記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要				
第 67 条(記録)			実用炉規則第 92 条第 1 項第 24 号 記録及び報告 <p>○ <u>発電用</u>原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p> <p>○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。(計量管理規定で定めるものを除く。)</p>	<p>(記録)</p> <p>第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>【表120-1, 表120-2 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 記録に関する事項について既に記載していることから変更なし。 				
イ 発電用原子炉施設の保守管理記録	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間						<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条</p> <p>第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1)組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を管理する。</p> <p>(2)記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(3)記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。</p> <p>【以降, 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 本項に係る要求事項の変更はないことから、変更なし。
ロ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間									

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 87 条(発電用原子炉の運転)</p> <p>九 運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第百三十四条において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。</p> <p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十四 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>第 134 条(事故故障等の報告)</p> <p><省略></p>	<p>○ 発電所長及び<u>発電用</u>原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>○ 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において<u>は</u>、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(報告)</p> <p>第121条 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び<u>原子炉主任</u>技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条、第89条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに<u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)</u>の報告方法は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 <u>原子炉主任</u>技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 TS-62 参照 第1号の「核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき」については、核物質防護に関する事項を定めた2次文書に報告事象として記載する。 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> • NM-51 運転管理基本マニュアル(既存) • NM-53 放射線管理基本マニュアル(既存) • NM-54 放射性廃棄物管理基本マニュアル(既存) 	<p>・所長及び原子炉主任技術者に報告すべき事項等について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書															
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要														
		<p>(2)表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、原子力・立地本部長の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4)表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5)第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6)保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7)保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。</p> <p>(8)その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><u>2. 重大事故等時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</u></p> <p><u>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</u></p> <p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第12条（運転員等の確保）</u></td> <td><u>第5項、第6項、第8項及び第9項の定める体制の構築</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）</u></td> <td><u>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（7号炉）</u></td> </tr> <tr> <td><u>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）</u></td> <td><u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（7号炉）</u></td> </tr> <tr> <td>第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第78条（異常収束後の措置）</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第82条（燃料取替実施計画）</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	<u>第12条（運転員等の確保）</u>	<u>第5項、第6項、第8項及び第9項の定める体制の構築</u>	<u>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）</u>	<u>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（7号炉）</u>	<u>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）</u>	<u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（7号炉）</u>	第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値	第78条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第82条（燃料取替実施計画）	燃料取替実施計画			
条 文	内 容																		
<u>第12条（運転員等の確保）</u>	<u>第5項、第6項、第8項及び第9項の定める体制の構築</u>																		
<u>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）</u>	<u>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画（7号炉）</u>																		
<u>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）</u>	<u>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（7号炉）</u>																		
第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値																		
第78条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																		
第82条（燃料取替実施計画）	燃料取替実施計画																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書																															
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要																														
		第92条（管理区域の設定及び解除） 第118条（所員への保安教育） 第119条（協力企業従業員への保安教育）	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除 所員の保安教育実施計画 協力企業従業員の保安教育実施計画																																
		表9-2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果（7号炉）</td> </tr> <tr> <td>第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）</td> <td>地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）</td> <td>有毒ガス発生時に講じた措置の結果（7号炉）</td> </tr> <tr> <td>第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）</td> <td>成立性の確認訓練の結果（7号炉）</td> </tr> <tr> <td>第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）</td> <td>技術的能力の確認訓練の結果（7号炉）</td> </tr> <tr> <td>第23条（制御棒の操作）</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td>第35条（原子炉停止時冷却系その2）</td> <td>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</td> </tr> <tr> <td>第66条（重大事故等対処設備）</td> <td>要求される代替措置の確認（7号炉）</td> </tr> <tr> <td>第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第73条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰</td> </tr> <tr> <td>必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> </tbody> </table>		条 文	内 容	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果（7号炉）	第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガス発生時に講じた措置の結果（7号炉）	第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）	成立性の確認訓練の結果（7号炉）	第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）	技術的能力の確認訓練の結果（7号炉）	第23条（制御棒の操作）	制御棒操作手順	第35条（原子炉停止時冷却系その2）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第66条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認（7号炉）	第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順	第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合		
条 文	内 容																																		
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																		
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果（7号炉）																																		
第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果																																		
第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																		
第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガス発生時に講じた措置の結果（7号炉）																																		
第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）	成立性の確認訓練の結果（7号炉）																																		
第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）	技術的能力の確認訓練の結果（7号炉）																																		
第23条（制御棒の操作）	制御棒操作手順																																		
第35条（原子炉停止時冷却系その2）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間																																		
第66条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認（7号炉）																																		
第69条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順																																		
第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																		
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																		
第74条（予防保全を目的とした保全作業を実施する場合）	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行又は原子炉熱出力の復帰																																		
	必要な安全措置 運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書												
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要											
		<table border="1"> <tr> <td>第76条 (異常発生時の基本的な対応)</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第77条 (異常時の措置)</td> <td>異常の収束</td> </tr> <tr> <td>第82条 (燃料取替実施計画)</td> <td>第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第121条 (報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下「実用炉規則」という。) <u>第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</u></td> </tr> </table>	第76条 (異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第77条 (異常時の措置)	異常の収束	第82条 (燃料取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第121条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下「実用炉規則」という。) <u>第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</u>			
第76条 (異常発生時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置															
第77条 (異常時の措置)	異常の収束															
第82条 (燃料取替実施計画)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果															
第121条 (報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合															
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合															
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合															
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (以下「実用炉規則」という。) <u>第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</u>															
		<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果</td> </tr> <tr> <td>4. 引継日誌</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果	4. 引継日誌									
記 録 項 目																
1. 運転日誌 ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 ・原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量																
2. 燃料に係る記録 ・原子炉内における燃料体の配置 ・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 ・使用済燃料の払出し時における放射能の量 ・燃料体の形状又は性状に関する検査の結果																
3. 点検報告書 ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果																
4. 引継日誌																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>5. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空气中的放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況 <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路 <p>7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること(溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。)</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 25 号 発電用原子炉施設の保守管理</p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、<u>発電用原子炉施設の保守管理</u>に関する<u>ことについて、適切な内容が定められていること。</u></p> <p>○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJEAC 4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。</p>	<p>(保守管理計画) 第107条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>【1項から3項 省略】</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1)重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2)重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3)<u>設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり、許可又は認可を得た設備</u></p> <p>(4)<u>自主対策設備</u>*1(7号炉)</p> <p>(5)炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6)その他自ら定める設備</p> <p>※1:<u>自主対策設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</u></p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p> <p>保全の対象範囲に設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり許可又は認可を受けた設備、自主対策設備を追加。(保安規定に係る基本方針の考え方の反映)</p> <p>TS-37 参照</p>	<p>・NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・原子炉施設の保守管理について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・重大事故等対処設備、自主対策設備を保守管理の対象設備として追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。 なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</p>	<p>の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備（7号炉）に該当すること及び重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報並びに運転経験等を考慮して設定する。</u></p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮することができる。</u></p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p style="text-align: center;">【以降、省略】</p> <p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第74条</p> <p style="text-align: center;">【<u>実用炉規則第92条第1項第9号</u>にて記載】</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 予防保全を目的とした保全作業について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 予防保全を目的とした保全作業については、法令に基づく点検・保修、自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検・保修等に限定することを定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 82 条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、<u>発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、<u>発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りではない。</u></u></p>	<p>○ <u>発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</u></p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第107条の2</p> <p>高経年化評価GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物^{※1}並びに常設重大事故等対処設備^{※1※2}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 各GMは、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3. 1号炉及び5号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1:動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2:「<u>常設重大事故等対処設備</u>」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</u></p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p> <p>・ 高経年化技術評価対象に常設SA 設備を加える。</p> <p>・ 添付資料番号の変更。</p>	<p>・NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価について既に記載していることから変更なし。</p>
<p>十六 <u>設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)</u></p>	<p>○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。</p> <p>○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる<u>発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項の規</u></p>	<p>[柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p><u>第 36 条(溶接事業者検査の実施)</u> 溶接事業者検査は、溶接の状況について、<u>法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。</u></p> <p><u>第 56 条(定期事業者検査の実施)</u> 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。 <省略></p>	<p>定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>○ <u>長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</u></p> <p>○ <u>保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</u></p> <p>○ <u>溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p>	<p>[柏崎刈羽7号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p>	<p>・ 溶接事業者検査及び定期事業者検査については別途申請中。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する事</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 26 号</p> <p>技術情報の共有</p> <p>○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の<u>発電用</u>原子炉設置者と共有し、自らの<u>発電用</u>原子炉施設の保安を向上させるための措置が<u>定められていること。</u></p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>8. 5. 3 予防処置</p> <p>(1)組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(2)予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3)次の事項に関する要求事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a)起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b)不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c)必要な処置の決定及び実施</p> <p>d)とった処置の結果の記録(4. 2. 4参照)</p> <p>e)とった予防処置の有効性のレビュー</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第107条</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>13. 情報共有</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p>	<p>・NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル(既存)</p> <p>・NM-55 保守管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 情報の共有及び活用について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 27 号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>○ <u>発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</u></p> <p>○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が<u>定められていること。</u></p>	<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>8. 3 不適合管理</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。</p>	<p>・Z-21 原子力品質保証規程(既存)</p> <p>・NM-51 運転管理基本マニュアル(既存)</p>	<p>・ 不適合が発生した場合の公開について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 原子力施設情報公開ライブラリーへの登録について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十八 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 28 号</p> <p>その他必要な事項</p> <p>○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、<u>発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</u></p> <p>○ <u>発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。</u></p> <p>○ <u>安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA:as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)<u>第43条の3の24第1項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)<u>第43条の3の24第1項の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉施設(以下「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)又は発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 発電所における保安活動は、<u>原子力事業者としての基本姿勢(当発電所にかかわるものに限る)に則り、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 条文番号の変更 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。 条文番号の変更 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更については、既に保安規定に記載済みであるが、7項目については、原子力規制委員会より、将来にわたり確実に実行されることを担保するために保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的のため 2 次文書他には記載なし <ul style="list-style-type: none"> 目的のため 2 次文書他には記載なし <ul style="list-style-type: none"> 基本方針のため 2 次文書他には記載なし 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p><u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】</p> <p><u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。</u></p> <p><u>社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</u></p> <p><u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく。</u> <u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。</u> <u>安全性をおろそかにして経済性を優先することはない。</u> <u>世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく。</u> <u>原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの提案、世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく。</u> <u>社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく。</u> <u>良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に共有していく。</u> <p>※:上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあたり、別添に示す「<u>2017年8月25日原子力規制委員会提出文書</u>」を参照している。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
その他の事項		<p>附則(令和 年 月 日 原規規発第 号) (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和 年 月 日から施行する。</u> 2. <u>本規定施行の際、使用前検査の対象となる規定(第3項を除く。)</u>については、<u>原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、上記検査がない設備については構造、強度又は漏えいに係る検査終了日以降に適用する。</u> <u>なお、第12条(運転員等の確保)については、7号炉の原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</u> 3. <u>第66条(重大事故等対処設備)のうち、高压代替注水系に係る規定については、原子炉の状態が運転の期間における使用前検査終了日以降に適用する。</u></p>	<p>・ TS-64 参照</p>		